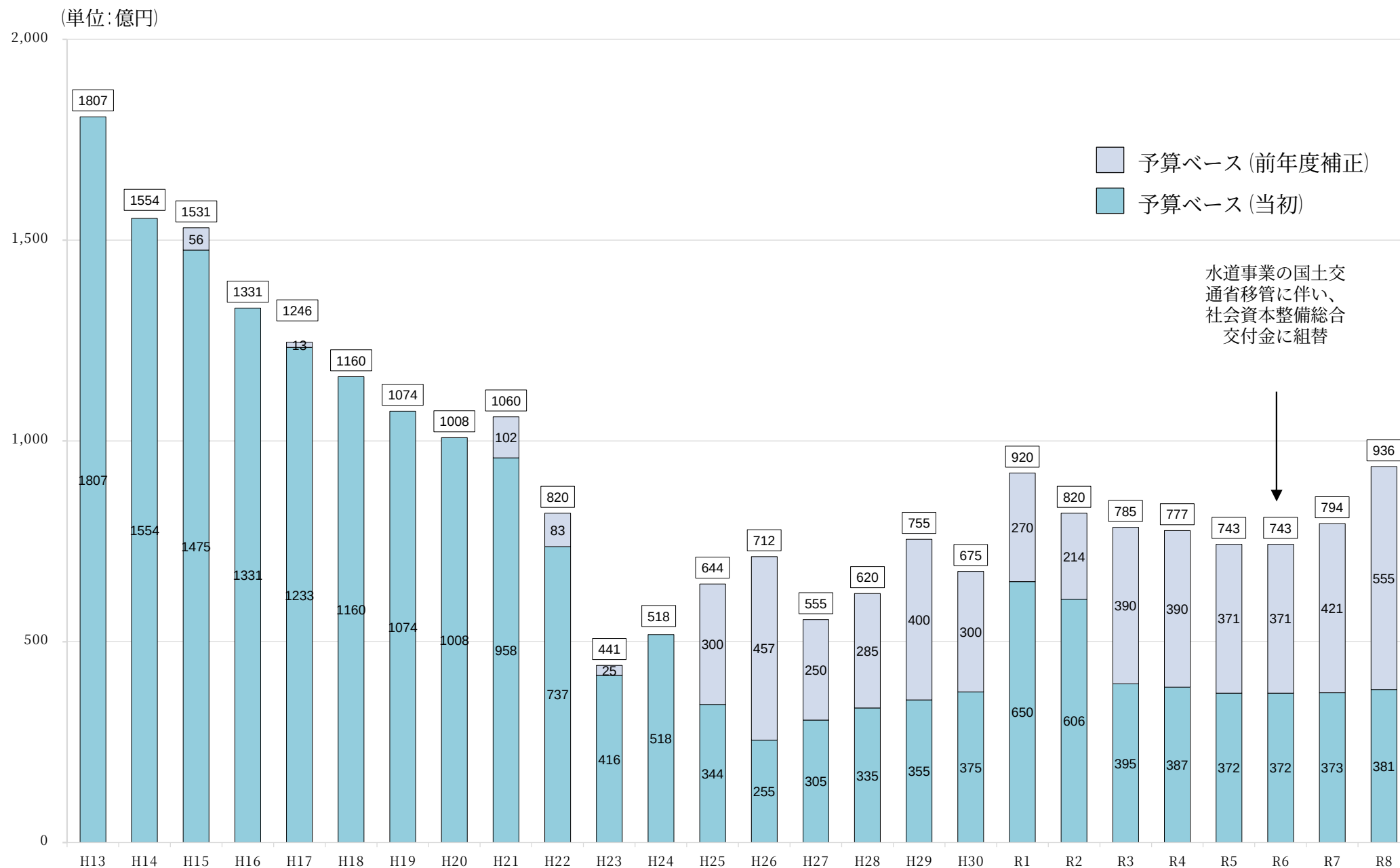


水道行政の動向について

国土交通省
上下水道審議官グループ
水道事業課
水道強靱化対策官 草川 祐介

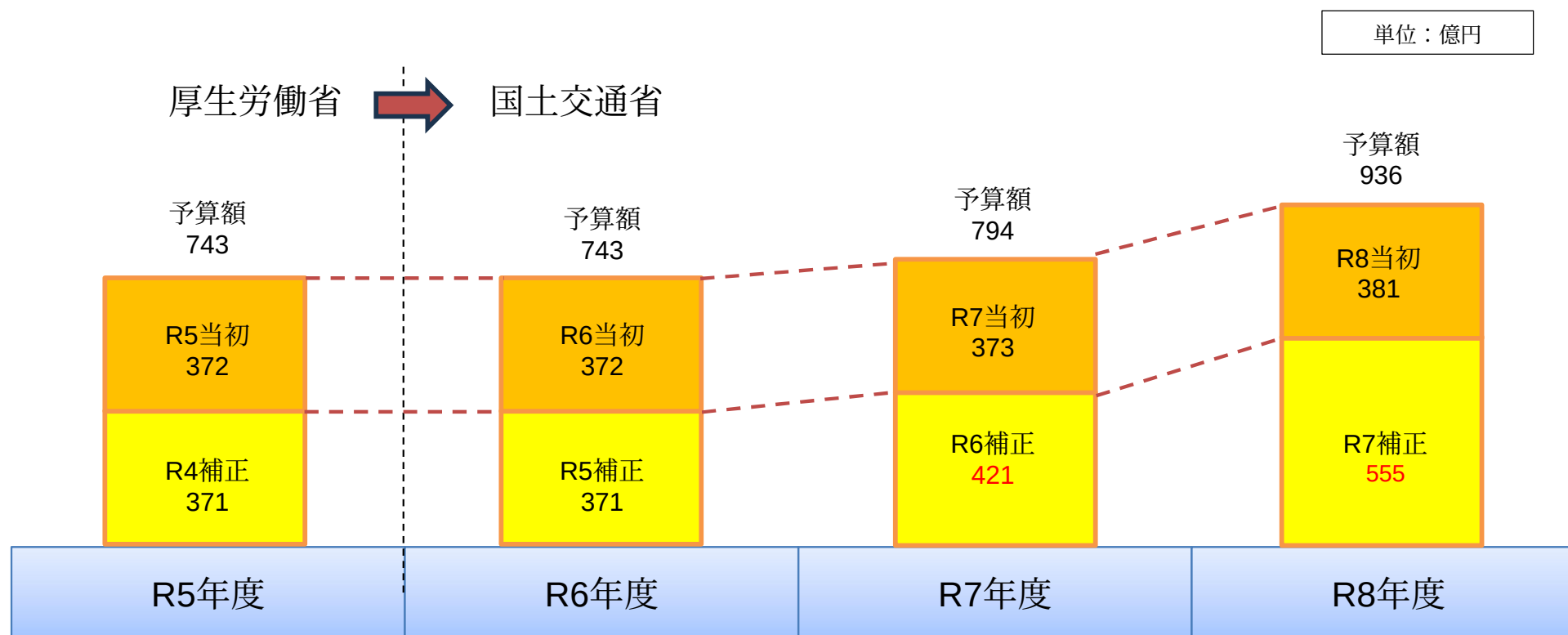
1. 水道の予算

水道事業予算額等の推移



※R6当初予算以降は、社会資本整備総合交付金の各計画への配分額や上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費の配分額のうち水道事業に関する国土交通省の想定値を含む。
 ※他府省予算は含んでいない。

水道予算の推移について



※予算額は個別補助金と交付金の合計額（交付金の予算額は各計画への配分額を合算した国土交通省の想定値）
 ※上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費において水道事業として活用した金額を含む。

【令和8年第4回経済財政諮問会議（令和8年4月13日）】



（高市総理発言 抜粋）

- 続いて予算編成について意見交換を行いました。民間議員の皆様から、『予算編成の在り方』の抜本見直しの検討に向けた、5つの『基本原則』の御提案をいただきました。高市内閣では、成長と投資を重視しながら、これまでの補正予算・当初予算においても、『強い経済』と『財政の持続可能性』を両立させてきておりましたが、こうした取組を更に確実なものとして、『経済の好循環』を実現して行きます。
- 補正予算は緊要性の高いものに限定をして、恒常的な施策については、原則、当初予算で措置するということとし、『補正予算依存』からの脱却をいたしてまいります。

令和8年3月12日（木）財政制度等審議会 財政制度分科会 議事要旨

＜委員からの御意見＞（抜粋）

・補正予算の当初化や複数年度予算の議論は、予見可能性を高めるものとして有効であるが、その仕組みやプロセスを整備しながら、いたずらに予算の膨張につながらないように留意する必要がある。

[個別補助金・事業調査費等]

(単位：百万円)

事業名		令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	対前年度 倍率
上下 水道	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費	3,913	3,600	1.09
	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費等	2,813	2,809	1.00
水道	水道施設整備費	20,417	20,194	1.01
	水道施設整備事業調査費	75	75	1.00
下 水道	下水道防災事業費	122,250	102,250	1.20
	下水道事業費	9,836	8,564	1.15
	下水道事業調査費	883	883	1.00
合計		160,187	138,375	1.16

[交付金]

(単位：百万円)

区分	令和8年度予算額	令和7年度予算額	対前年度倍率
社会資本総合整備	1,312,611	1,334,365	0.98
うち 社会資本整備総合交付金	459,693	487,410	0.94
うち 防災・安全交付金	852,918	846,955	1.01

※水道・下水道事業に係る費用は、この内数

1. 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた上下水道の老朽化対策

大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路（重要管路）の更新や、重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易ではない管路の複線化等を推進。

（1）重要管路の更新の推進

〔個別補助事業の創設、交付金事業*の拡充〕

（水道・下水道）

（水道・下水道）

*交付金事業はR7補正より拡充

- **大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路（重要管路※1）の更新を支援**

[水道：資本単価要件を満たす事業者を補助対象として補助率1/4、下水道：補助率1/2]

※1 水 道：口径800mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など
下水道：口径2,000mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

ポイント 下水道管路の全国特別重点調査※2で「緊急度Ⅰ・緊急度Ⅱ」と判定された補助対象の管路の更新に加え、「緊急度Ⅰ」と判定された管路の更新は、補助対象の管路以外も含め全て補助対象※3

※2 調査対象は、設置から30年以上経過した口径2m以上の管路

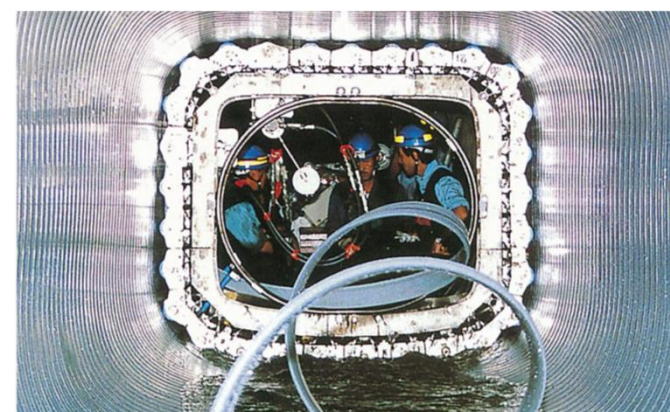
※3 従来の制度では、自治体規模と口径によっては補助対象外となる管路がある



全国特別重点調査での緊急度Ⅰの例



水道管路の更新イメージ



下水道管路の更新イメージ

1. 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた上下水道の老朽化対策

(2) 重要管路の複線化等の推進

[個別補助事業の創設、交付金事業*の創設]

(水道・下水道)

(水道・下水道)

*交付金事業はR7補正より創設

●重要管路※¹のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易でない管路※⁴の複線化等※⁵を支援

[水道：資本単価要件を満たす事業者を補助対象として補助率1/4、下水道：補助率1/2]

※¹ 水道：口径800mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

下水道：口径2,000mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

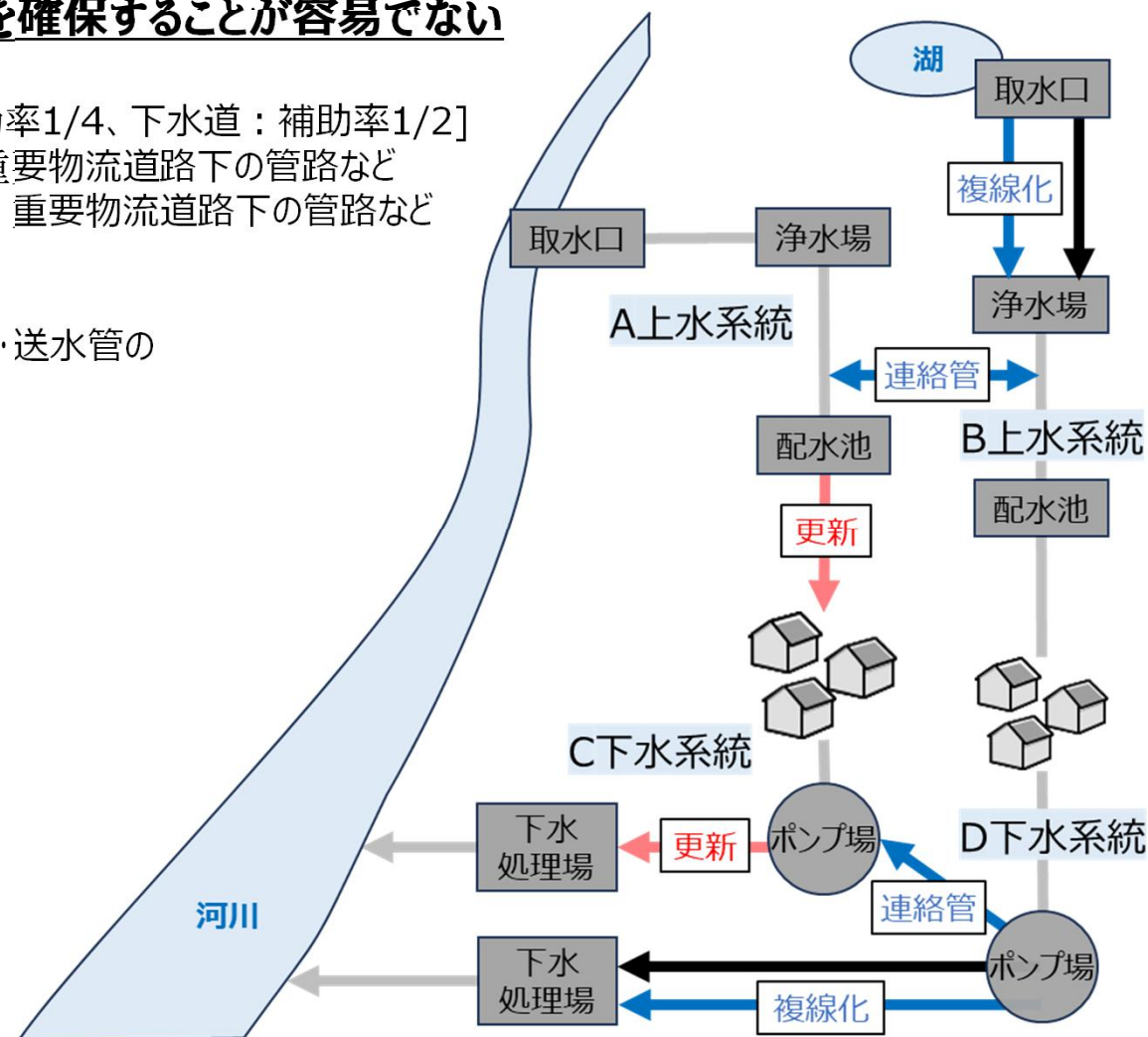
※⁴ 水道：土被りが大きく開削工事が困難な管路

下水道：管内水位が高く更生工事が困難な管路

※⁵ これまでの水道の補助制度では、河川を横断する導水管・送水管の複線化に補助対象を限定



下水道管路の複線化事業（東京都千代田幹線）



重要管路の更新、複線化等のイメージ

2. 持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化

人口減少下においても必要な上下水道サービスを維持していくため、市町村域を超えた事業運営の一体化、システムの分散化によるコンパクトなインフラ整備、DX等の基盤強化を推進。

(1) 事業運営の一体化の推進

[個別補助事業の創設・交付金事業の拡充]

(水道・下水道)

(水道)

● 2以上の自治体による給水/汚水処理人口10万人以上※6の事業運営の一体化※7を支援※8※9

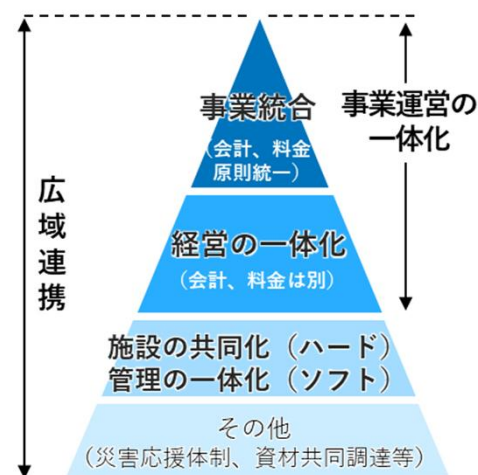
[水道：補助率1/3、下水道：補助率1/2等]

※6 水道の従来制度では、3以上の自治体で給水人口5万人以上等を補助要件としている

※7 事業統合又は経営の一体化を指す

※8 事業運営の一体化または一体化後の運営基盤強化のために必要な施設の整備等を支援（計画期間は最長10年間、令和22年度までの時限事業。なお、補助事業開始後5年以内に事業運営の一体化を実現することが要件。）

※9 水道事業では、水道基盤強化計画に基づく事業であることが要件（令和12年度以前に開始する場合は水道広域化推進プランでも可）



広域連携の概要



事業運営の一体化と施設の最適配置（イメージ）

ポイント 水道：資本単価要件を設けない
下水道：管渠の補助対象範囲を拡大※10

※10 通常は自治体規模が大きくなるほど管渠の補助対象範囲が狭くなること、事業運営の一体化を行う自治体には、事業運営の一体化対象自治体のうち最も規模の小さい自治体の補助対象範囲を適用

2. 持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化

(2) 分散型システム導入の推進

[個別補助事業の拡充・交付金事業の拡充]
(水道) (水道)

- 分散型システムの導入に必要な計画策定や施設整備（水源整備、小型浄水処理装置、運搬送水のための給水車導入など）を補助対象に追加

[補助率1/3等]



分散型システムの例
(給水車による運搬送水)

(3) DXの推進

[交付金事業の拡充]
(下水道)

- 効率的な維持管理や迅速な災害対応のため、下水道管路に加え、下水処理場及びポンプ場の施設情報等のデジタル化を補助対象に追加

[補助率1/2]

(4) PFASへの対応強化

[個別補助事業の拡充・交付金事業の拡充]
(水道) (水道)

- PFOS及びPFOAの水道水質基準化（R8.4.1施行）を踏まえ、PFAS対策の補助対象自治体を拡大 [補助率1/4]

ポイント

資本単価要件、または、以下のいずれかの要件を満たす事業者も補助対象に追加

- ・ 料金回収率が100%以上である場合
- ・ 過去5年間に於いて、少なくとも1回以上の水道料金の改定が行われている場合
- ・ 広域連携に向けた、協議会の設立などの具体的な検討が進められている場合



PFASへの対応の例
(活性炭処理施設)

- 国土強靱化基本法第11条の2第1項の規定に基づく「第1次国土強靱化実施中期計画」(計画期間:令和8年度から令和12年度までの5年間)が、令和7年6月6日に閣議決定。
- 国土強靱化実施中期計画に、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けた有識者委員会における上下水道のあり方の提言を踏まえ、社会的影響が大きい上下水道管路の更新や、多重化・分散化によるリダンダンシーの確保の施策を追加したほか、上下水道施設の耐震化等の施策を位置付け。

【上下水道施設の戦略的維持管理・更新】

- 漏水リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径水道管路(口径800mm以上の管路)の更新(約600km)の完了率 8%【R6】→32%【R12】→100%【R23】
- 損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路(「下水道管路の全国特別重点調査」の対象※:約5,000km)の健全性の確保率 ※ 口径2m以上かつ30年以上経過した下水道管路 0%【R6】→100%【R12】
- 修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な大口径水道管路(口径800mm以上の導・送水管)に対する複線化・連絡管整備(約300km)の完了率 33%【R6】→76%【R12】→100%【R15】
- 修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路(口径2m以上の管路)を有する地方公共団体(約60団体)のうち、リダンダンシー確保に関する計画を策定し、取組を進めている団体の割合 7%【R6】→100%【R9】
- 水道事業者(全国約1,400事業者)のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術(人工衛星やAIを活用した漏水検知手法等)を導入している事業者の割合 34%【R6】→100%【R9】
- 下水道事業を実施している地方公共団体(全国約1,500団体)のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術(ドローンによる下水道管路内調査手法等)を導入している団体の割合 21%【R6】→100%【R9】
- 点検により、更新等が必要となった水管橋(補剛形式:約760か所)の対策完了率 0%【R3】→100%【R12】
- 水道事業者(全国約1,400事業者)のうち、社会的影響が大きい古い規格の水道管路(鋳鉄管)の更新計画を策定し、取組を進めている事業者割合 0%【R6】→100%【R8】

【水災害リスク情報の充実・活用】

- 雨水出水浸水想定区域図が作成される市区町村(全国約800市区町村(令和7年度末時点想定))のうち、最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合 0% [R5] → 100% [R12]

【流域治水対策(河川、砂防、下水道、海岸)】

- 浸水実績地区等(全国約37万ha(令和5年度末時点))における下水道による浸水対策完了率 70% [R5] → 82% [R12] → 100% [R22]
- 浸水実績地区等(全国約37万ha(令和5年度末時点))における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率 5% [R5] → 12% [R12] → 100% [R40]
- 人口・資産集積地区(市街化区域・DID(人口集中地区)等)からの排水を受け持つ下水処理場等(下水処理場:約460か所、ポンプ場:約1,700か所)における水害時の揚水機能確保完了率 16% [R5] → 82% [R12] → 100% [R14]

【上下水道施設の耐災害性強化】

- 2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場(全国約2,000か所)の停電対策完了率 73% [R4] → 100% [R12]
- 2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場のうち、洪水等の浸水想定区域内にある施設(全国約700か所)の浸水災害対策完了率 44% [R4] → 75% [R12] → 100% [R18]
- 上水道事業者及び水道用水供給事業者(全国約1,400事業者)における危機管理マニュアルの策定率 75.6% [R5] → 100% [R12]
- 給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設(約35,000か所)のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合 9% [R5] → 30% [R12] → 100% [R36]
- 水道の急所施設である導水管・送水管(約62,000km)の耐震化完了率 43% [R5] → 59% [R12] → 100% [R31]
- 水道の急所施設である取水施設(全国の取水施設能力:約7,600万m³/日)の耐震化完了率 46% [R5] → 67% [R12] → 100% [R23]
- 水道の急所施設である浄水施設(全国の浄水施設能力:約7,100万m³/日)の耐震化完了率 43% [R5] → 76% [R12] → 100% [R17]
- 水道の急所施設である配水池(全国の配水池有効能力:約4,000万m³)の耐震化完了率 67% [R5] → 84% [R12] → 100% [R18]
- 下水道の急所施設である下水道管路(約9,100km)の耐震化完了率 70% [R5] → 80% [R12] → 100% [R25]
- 下水道の急所施設である下水処理場(約1,600か所)の耐震化完了率 49% [R5] → 63% [R12] → 100% [R32]
- 下水道の急所施設であるポンプ場(約900か所)の耐震化完了率 52% [R5] → 69% [R12] → 100% [R25]

2. 水道の基盤強化等

水道の基盤を強化するための基本的な方針

○基本方針とは・・・

水道法第5条の2第1項に基づき定める水道の基盤を強化するための基本的な方針であり、今後の水道事業及び水道用水供給事業の目指すべき方向性を示すもの（令和元年9月30日厚生労働大臣告示）。

第1 水道の基盤の強化に関する基本的事項

水道事業の現状と課題



水道の基盤強化に向けた基本的考え方



①適切な資産管理

収支の見通しの作成及び公表を通じ、水道施設の計画的な更新や耐震化等を進める。



②広域連携

人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かした市町村の区域を越えた広域的な水道事業間の連携を推進する。



③官民連携

民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を推進する。

関係者の責務及び役割

国: 水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策の策定、推進及び水道事業者等への技術的・財政的な援助、指導・監督を行う。

水道事業者等: 事業を適正かつ能率的に運営し、その事業の基盤を強化する。将来像を明らかにし、住民等に情報提供する。

都道府県: 広域連携の推進役として水道事業者間の調整を行う。水道基盤強化計画を策定し、実施する。水道事業者等への指導・監督を行う。

民間事業者: 必要な技術者・技能者の確保、育成等を含めて水道事業者等と連携し、水道事業等の基盤強化を支援していく。

市町村: 地域の実情に応じて区域内の水道事業者等の連携等の施策を策定し、実施する。

住民等: 施設更新等のための財源確保の必要性を理解し、水道は地域における共有財産であり、自らも経営に参画しているとの認識で関わる。

第2 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項

第3 水道事業等の健全な経営の確保に関する事項

第4 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項

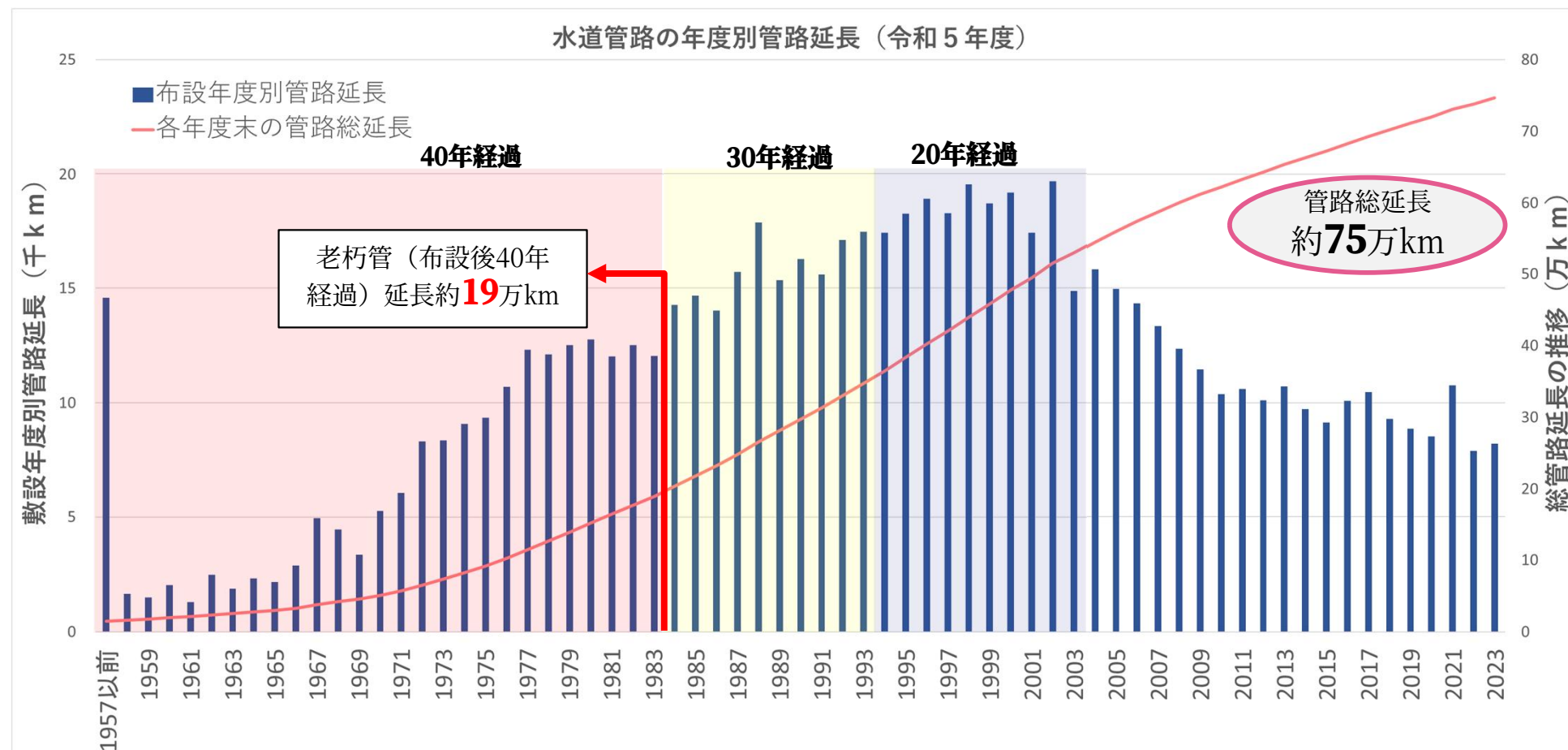
第5 水道事業者等との間の連携等の推進に関する事項

第6 その他水道の基盤の強化に関する重要事項

水道管の老朽化の状況

- 全国の水道管路総延長は約75万km（令和5年度末）
- 老朽化の状況
 - ・ 40年（法定耐用年数）を経過した管路は約19万km（総延長の約25%）
 - ・ 30年経過した管路は約34万km（約46%）
 - ・ 20年経過した管路は約53万km（約71%）

水道管路の老朽化の状況



管路経年化率・管路更新率

- ・ 管路経年化率は**25.3%***まで上昇、管路更新率は**0.61%**まで低下（令和5年度）

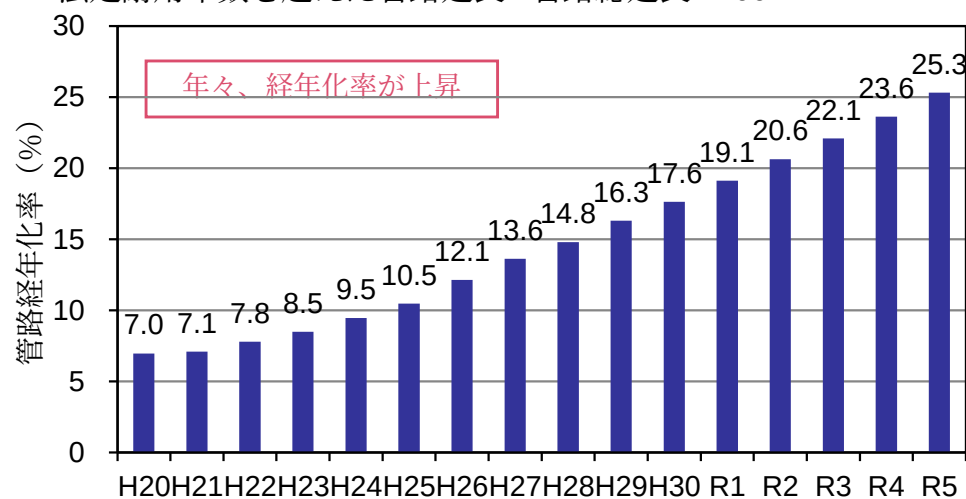
※ 管路総延長約74.6万kmに占める法定耐用年数（40年）を超えた延長約18.9万kmの割合

- ・ 令和5年度の更新実績：更新延長4,547km、更新率0.61%
- ・ 60年で更新する場合*：**更新延長約9,450km、更新率1.27%**必要

※ 法定耐用年数を超えた管路約18.9万kmを今後20年間（令和6～25年度）で更新する場合

管路経年化率（%）

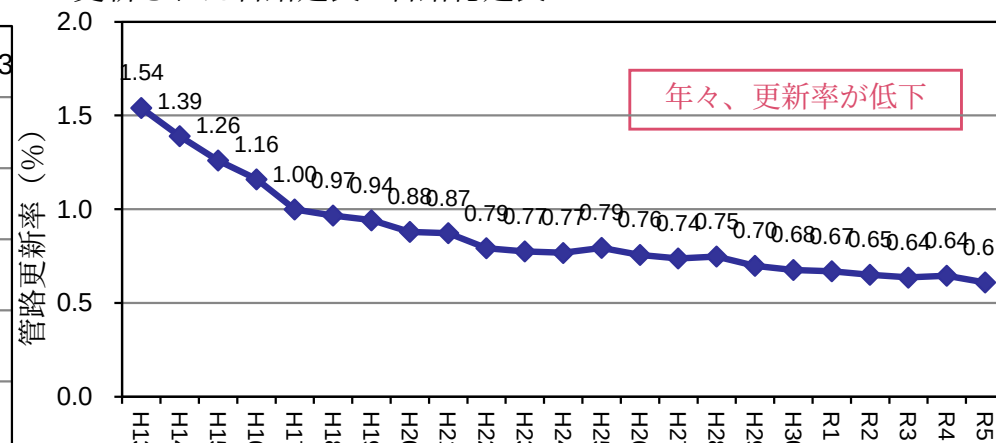
法定耐用年数を超えた管路延長÷管路総延長×100



令和5年度	国土交通大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	26.9%	22.5%	25.3%
管路更新率	0.67%	0.50%	0.61%

管路更新率（%）

更新された管路延長÷管路総延長×100



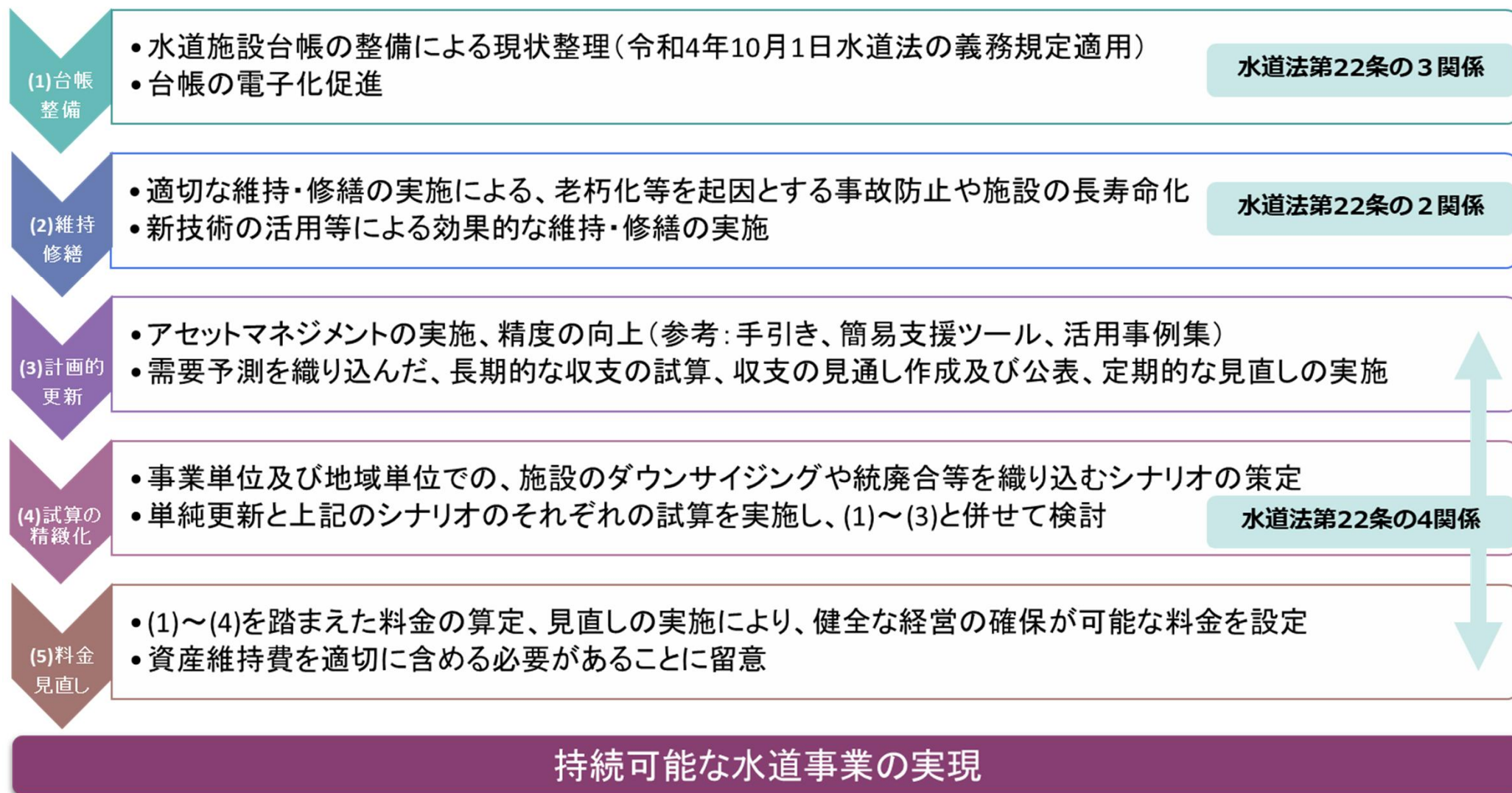
管路の年代別内訳（令和5年度時点）

（km）

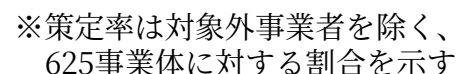
法定耐用年数（40年）を超えた管路延長	188,885
上記以外	557,566
管路延長合計	746,451

（出典）水道統計を基に算出

適切な資産管理の推進プロセス



- 計画策定の対象管路は、緊急輸送道路下の管路及び緊急輸送道路下以外に埋設されている基幹管路の铸铁管



都道府県	事業者数	策定数	未策定数	策定率
滋賀県	22	6	0	100%
京都府	24	10	3	77%
大阪府	43	32	2	94%
兵庫県	45	19	10	66%
奈良県	4	2	0	100%
和歌山県	27	11	0	100%
鳥取県	12	5	0	100%
島根県	16	7	1	88%
岡山県	28	14	0	100%
広島県	22	14	1	93%
山口県	16	12	0	100%
徳島県	18	3	2	60%
香川県	1	1	0	100%
愛媛県	23	6	0	100%
高知県	15	6	0	100%
福岡県	52	19	6	76%
佐賀県	13	5	0	100%
長崎県	20	7	1	88%
熊本県	31	10	5	67%
大分県	17	5	3	63%
宮崎県	20	3	0	100%
鹿児島県	39	17	1	94%
沖縄県	27	10	3	77%
全国	1338	527	98	84.3%

1. 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた上下水道の老朽化対策

大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路（重要管路）の更新や、重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易ではない管路の複線化等を推進。

(1) 重要管路の更新の推進

[個別補助事業の創設、交付金事業*の拡充]

(水道・下水道)

(水道・下水道)

*交付金事業はR7補正より拡充

- 大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路（重要管路※1）の更新を支援

[水道：資本単価要件を満たす事業者を補助対象として補助率1/4、下水道：補助率1/2]

※1 水 道：口径800mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など
下水道：口径2,000mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

ポイント 下水道管路の全国特別重点調査※2で「緊急度Ⅰ・緊急度Ⅱ」と判定された補助対象の管路の更新に加え、「緊急度Ⅰ」と判定された管路の更新は、補助対象の管路以外も含め全て補助対象※3

※2 調査対象は、設置から30年以上経過した口径2m以上の管路

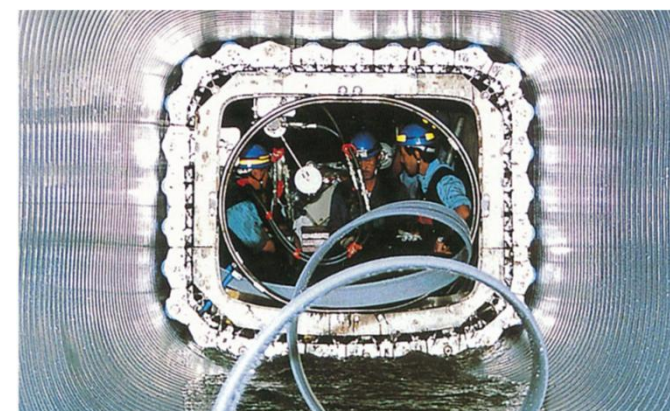
※3 従来の制度では、自治体規模と口径によっては補助対象外となる管路がある



全国特別重点調査での緊急度Ⅰの例



水道管路の更新イメージ



下水道管路の更新イメージ

1. 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた上下水道の老朽化対策

(2) 重要管路の複線化等の推進

[個別補助事業の創設、交付金事業*の創設]

(水道・下水道)

(水道・下水道)

*交付金事業はR7補正より創設

●重要管路※¹のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易でない管路※⁴の複線化等※⁵を支援

[水道：資本単価要件を満たす事業者を補助対象として補助率1/4、下水道：補助率1/2]

※¹ 水道：口径800mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

下水道：口径2,000mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

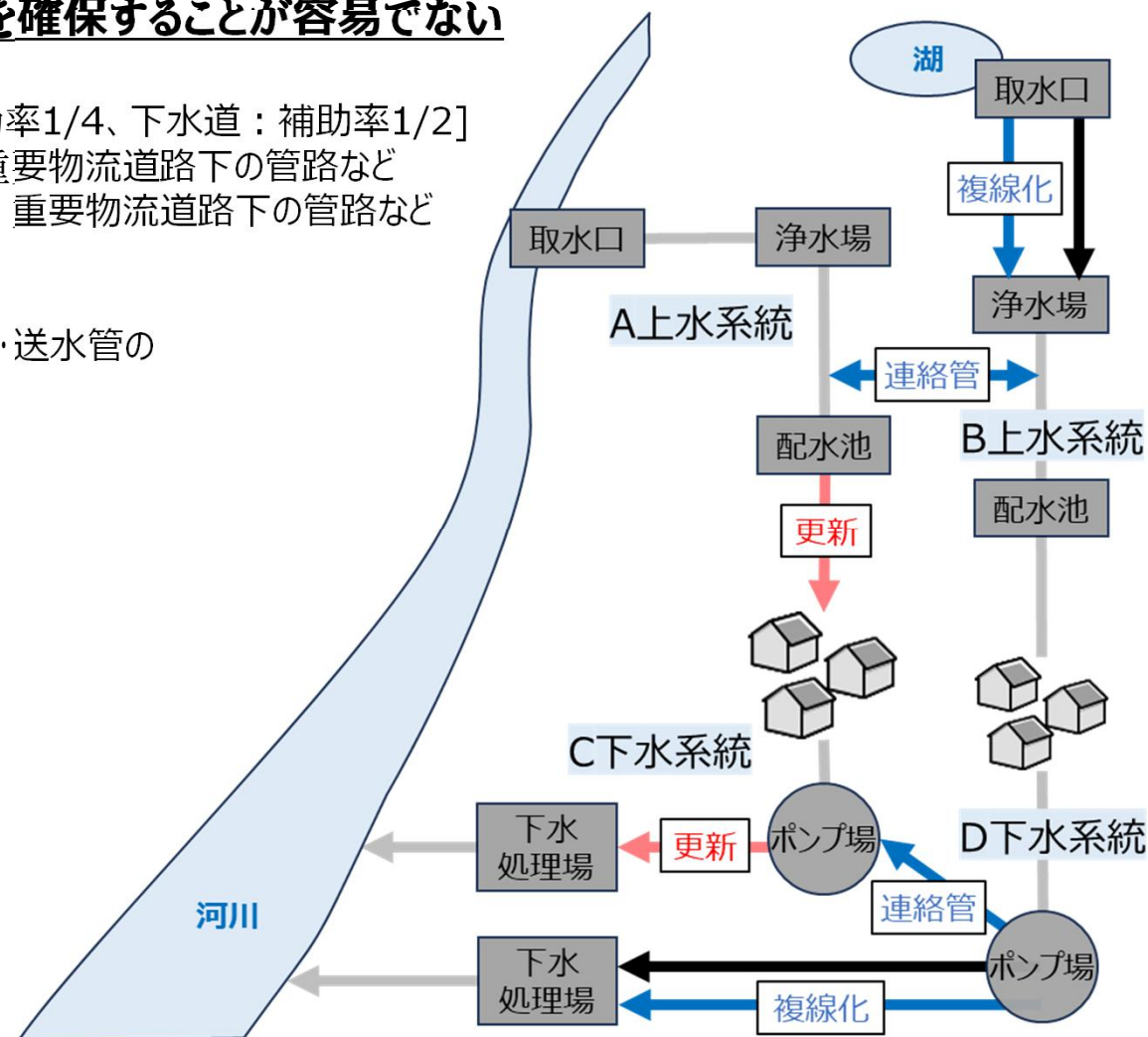
※⁴ 水道：土被りが大きく開削工事が困難な管路

下水道：管内水位が高く更生工事が困難な管路

※⁵ これまでの水道の補助制度では、河川を横断する導水管・送水管の複線化に補助対象を限定



下水道管路の複線化事業（東京都千代田幹線）



重要管路の更新、複線化等のイメージ

- 令和7年11月24日に沖縄県企業局が管理する導水管（PCPΦ750mm）で漏水事故が発生。
- 当該管路は、水源から久志（くし）浄水場、石川浄水場、西原浄水場につながる導水管であり、最大断水戸数は約19万戸。
- 沖縄県は、事故や災害発生時に本土からの応援が難しいことや、河川規模が小さいといった特徴があることから、従来より複数の水源整備や導水管の複線化等を実施しており、断水期間が約2日間と早期の断水解消が可能となった。

【事故の概要】

- 水道事業体：沖縄県企業局
 - 発生日時：令和7年11月24日 3時頃
 - 発生場所：沖縄県大宜味村塩屋地内（半崎トンネル出口）
 - 概要：水源から久志（くし）浄水場、石川浄水場、西原浄水場につながる水道管（導水管）3系統（東系統、中系統、西系統）のうち、中系統の水道管（PCP※口径750mm（昭和42年布設、約58年経過））で漏水事故が発生。
 - 被害状況：最大断水戸数：約19万戸
（7市町：那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町）
※26日14時頃 断水解消
 - 事故原因：経年劣化による漏水と推定
 - 対応状況：24日 3時頃 道路面からの漏水の通報、10時半頃 止水完了
○24日深夜までに東系統、西系統の導水管の通水が再開。25日4時頃より西原浄水場への通水を開始。25日8時頃より西原浄水場から各市町の配水池等に送水開始。26日14時頃断水解消。
○25日沖縄総合事務局は沖縄県からの要請を受け、浦添市の病院に応急給水を実施。
- ※PCP：プレストレスコンクリートシリンダー管。米軍統治時代に布設された米国製の管。



【断水影響の最小化の取組】

- 導水管の複線化等（リダンダンシーの確保）
- 複数の水源開発（ダムや海水淡水化装置等）
- 原水調整池（原水を貯留し水量の時間変動に対応）の整備



- 上下水道については断水解消、機能確保済み。本復旧に向けて、順次、詳細設計、工事実施中。
- 水道施設の本復旧に必要な漏水調査を効率的、効果的に実施するために、衛星技術やデジタル技術を活用。
- 珠洲市を実証フィールドとして、分散型システムに関する新技術の実証事業を実施。
- 能登上下水道復興支援室において、各市町の詳細設計、発注の技術的支援、不調などに関する相談等を実施。

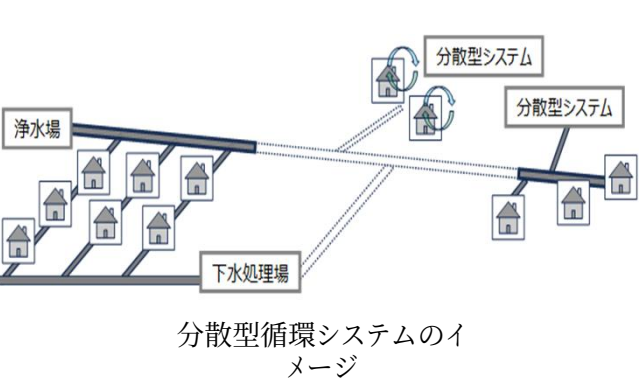
○能登6市町における、上下水道の本復旧に向けた取り組み

七尾市	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中
輪島市	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中 ・詳細設計完了後、上下水道の合冊発注を実施
珠洲市	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中 ・住宅向け小規模分散型水循環システムの技術検証を実施中 ・浄化槽で復旧するため、管路撤去・公共下水道区域の廃止手続きを完了
志賀町	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中
穴水町	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中
能登町	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中

○分散型システムに関する実証事業

■石川県珠洲市を実証フィールドとした上下水道の新技術実証事業

分散型システムについては、新しい技術が開発されてきており、これらの技術の信頼性や維持管理のあり方、経済性等を検証するため、実証事業を実施中。
(※) 珠洲市善野地区については、順次、小規模分散型水循環システムを設置し、生活用水の供給を開始。令和7年に設置完了。

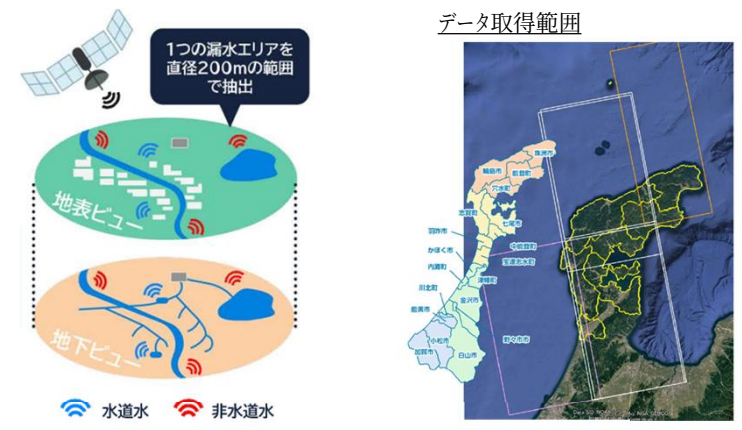


■分散型水循環システム設置(イメージ)



○衛星技術を活用した漏水調査

能登地方6市町で人工衛星を用いた漏水可能性箇所の絞り込み調査を実施



○下水道区域から浄化槽区域への見直し検討

下水道施設に甚大な被害が発生したことから、復旧にあたり一部地域で下水道区域から浄化槽区域への転換を決定。設置スペース等の調整後、順次、浄化槽設置工事を実施。現状は仮設浄化槽を設置して応急復旧済。

■現地調査(操作盤損傷)



■仮設浄化槽の設置

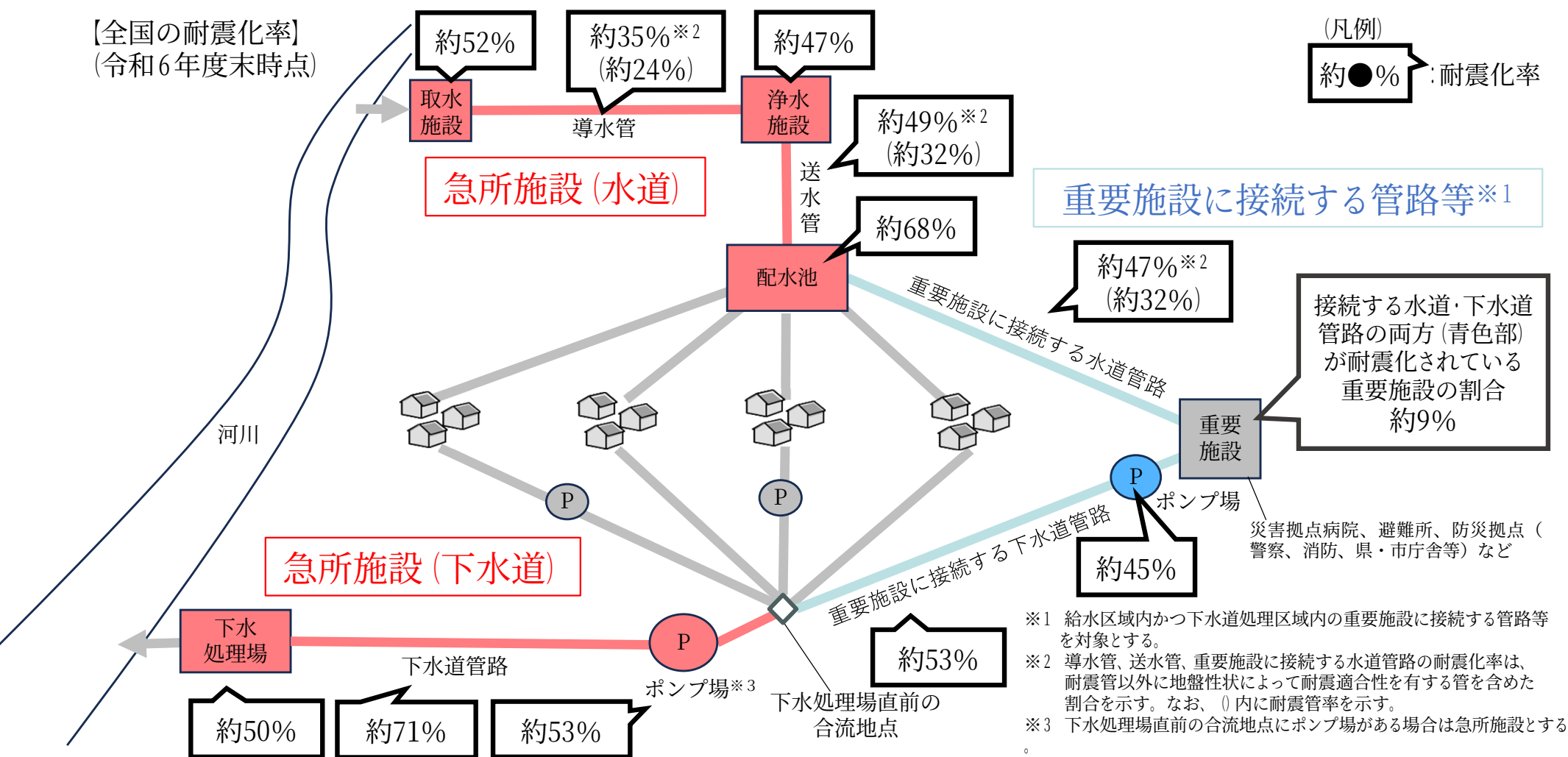


上下水道施設の耐震化状況 (令和6年度末時点)

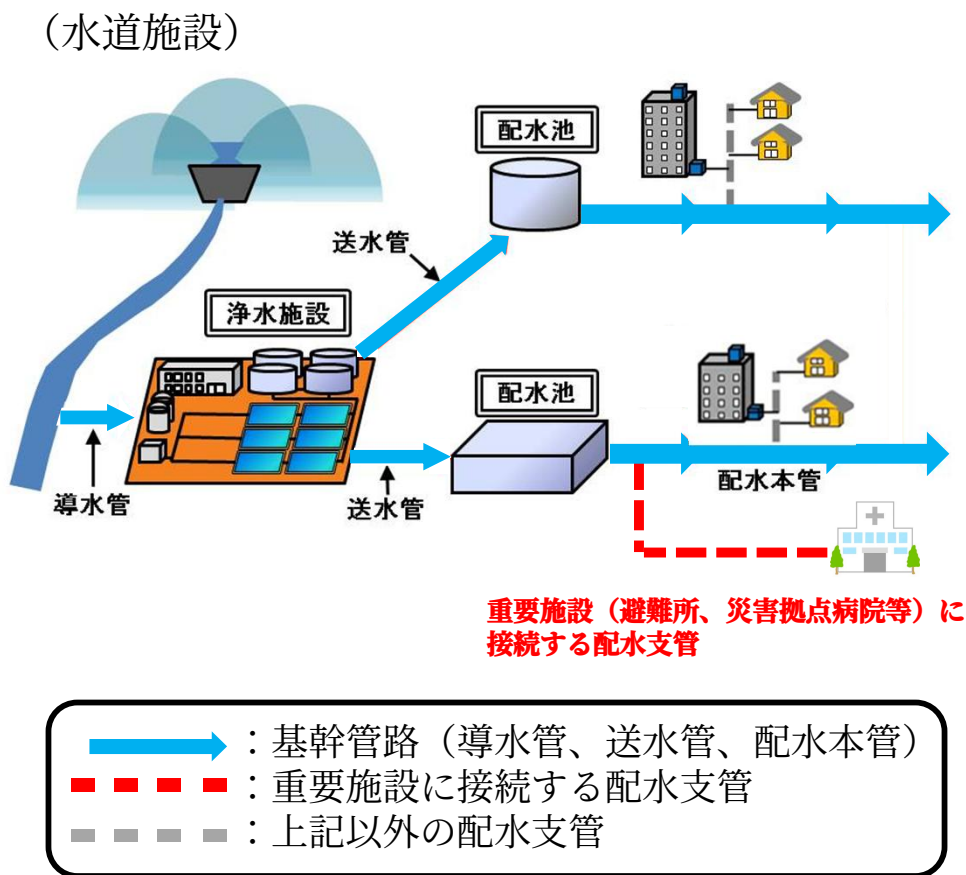
- 能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの「急所施設」(その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設)や避難所などの重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化状況について、点検を実施した。
- 引き続き、上下水道耐震化計画に基づく取組状況のフォローアップや予算支援、水道カルテによる見える化などを通じて、上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進する。

【全国の耐震化率】
(令和6年度末時点)

(凡例)
約●% : 耐震化率



- 能登半島地震の教訓を踏まえ、避難所などの重要施設に接続する水道管路の耐震化を進めることが重要。
 - 水道法に基づく水道施設の技術的基準を定める省令を改正し、重要施設に接続する配水支管等について、基幹管路 (導水管・送水管・配水本管) と同様の耐震性能 (レベル2地震動への対応等) を確保することを義務づけ。
- ※令和8年4月1日省令改正、令和8年10月1日 省令施行



(管路が備えるべき耐震性能)

(改正後)					
	レベル1 地震動	レベル2 地震動		レベル1 地震動	レベル2 地震動
基幹管路	○	○	→	○	○
重要施設に接続する配水支管※	○	—		○	○
上記以外の配水支管	○	—		○	—

レベル1地震動: 当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いもの

レベル2地震動: 当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの

※現在対象となっていない、配水本管を有しないが、重要施設に配水支管が接続する配水池やポンプ場も同様に引き上げ。

上下水道施設の耐震化と災害時の代替性・多重性の確保

(1) 上下水道施設の耐震化

① 上下水道システムの「急所*」の耐震化を個別補助化

(*その施設が機能を失えば、システム全体が機能を失う最重要施設)

② 災害拠点病院、避難所、防災拠点などの

重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化

(2) 災害時の代替性・多重性の確保

① 水資源機構及び都道府県を対象とした可搬式浄水施設・設備の配備

② 給水車の配備

③ 離島・半島地域を対象とした浄水場・下水処理場の防災拠点化

(備蓄倉庫、受水槽、会議室、シャワー設備、トイレカー、マンホールトイレの整備)

＜ポイント＞

- 水道について、資本単価要件に加え、**耐震化の取組を加速する自治体を支援対象に追加**
【R6補正より】
- 取水施設、浄水場、配水池、重要施設に接続する配水支管の**耐震化事業の補助率を引き上げ(1/4→1/3)**
【R6補正より】
- 急所である導水管・送水管の耐震化について、**布設後の経過年数にかかわらず支援対象に追加**
【R6補正より】



能登半島地震での被害（送水管、浄水場）



可搬式浄水施設・設備（珠洲市）

- 日本下水道事業団が、被災した水道施設（浄水場等の基幹施設）の修繕や復旧工事を行うことができることとする。*日本下水道事業団は、地方公共団体の委託を受けて下水道施設の建設等を行う地方共同法人。
- 水道事業者は、災害時の水道（配水管）の調査・復旧のため緊急の必要があるときは、住民等の土地に入り、止水栓を閉めることができることとする。

【背景】 能登半島地震において、水道は、**浄水場等の基幹施設や管路が甚大な被害**を受け、**広範囲かつ長期の断水**が発生。
→**基幹施設の修繕や復旧に関する技術力を有する団体の活用**や、**迅速な管路復旧の支障を除く措置**が必要。

●日本下水道事業団法の特例

水道施設の修繕・復旧工事に関する協定を締結

水道事業者等（地方公共団体）



日本下水道事業団

※電気・機械、土木等の高度な技術力を活用

災害発生（水道施設が被災）

※能登半島地震の事例



浄水場沈澱池の躯体ひび割れ



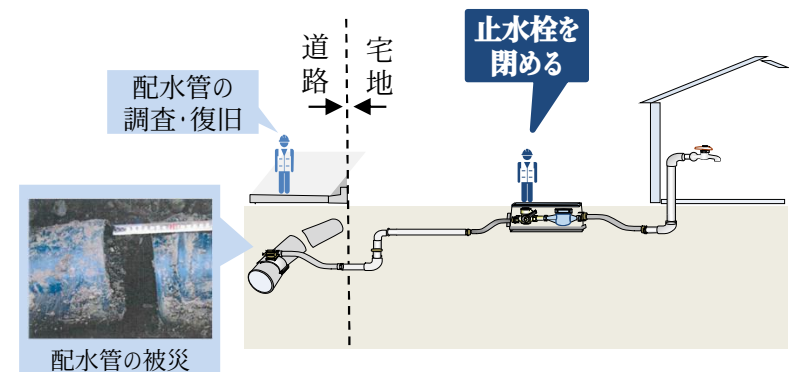
浄水場取水口の損傷

水道事業者等の委託に基づき、事業団が発生直後の修繕、
更には本格的な復旧工事まで実施可能に

●災害時の給水装置の操作

配水管の漏水調査・復旧工事に
前に止水栓を閉める必要
（通水した際の宅内等での漏水を防ぐため）

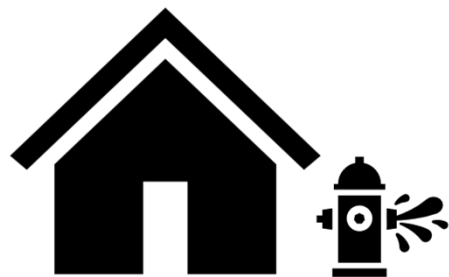
住民等が不在でも、職員が宅地に入り
止水栓を閉めることが可能に



- 災害等において、地元の給水装置工事事業者（以下「指定店」とする。）の確保が困難な場合、宅内配管の早期復旧と被災地での給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した指定店による給水装置工事の実施を可能にし、宅内配管の業者を確保することが必要
- このためには、水道事業者において供給規程等を改正する必要がある場合が考えられるため、通知を発出し記載例を参考提示（令和7年4月22日発出）
- 下水道においても、標準下水道条例の改正を通知（令和7年4月22日発出）

【供給規程の記載例】

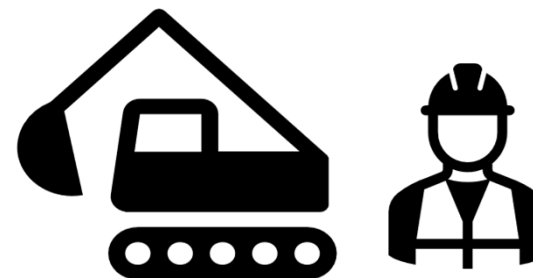
第〇条 給水装置工事は、市（町村）長又は市（町村）長が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市（町村）長が他の市（町村）長又は他の市（町村）長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。



被災地で漏水した家屋



宅内配管復旧



他の水道事業者で指定した指定店

他の水道事業者が指定した指定店による給水装置工事イメージ

- ## 【地震の概要】

- 七戸町(震度5強)
・最大断水戸数約460戸
(水管橋の破損2箇所)
・最大断水戸約150戸(水道管の破損)

階上町(震度6弱)
最大断水戸数27戸
水道管の破損1箇所

軽米町(震度5強)
最大断水戸数約60戸
(水道管の破損1箇所)

久慈市(震度5弱)
最大断水戸数5戸
(水道管の破損1箇所)

八戸市
(断水無し)

震源

【八戸市(昭和61年以降は八戸圏域水道企業団)の取組】

○耐震管の開発と採用

昭和43年の十勝沖地震において市内全域の断水を経験し、メーカーと共同開発を行い耐震管（S形ダクタイル鋳鉄管）を開発。積極的に耐震管による管路の耐震化を推進。

○施設整備状況

ダクトイル鋳鉄管（耐震継手）にて、着実な管路更新を実施。

	更新延長
R2	14,079m
R3	11,434m
R4	12,644m
R5	14,396m
R6	8,845m



耐震型ダクタイル鉄管採用50周年セミナー
(新耐震管GXφ500吊り上げ)



耐震管の布設工事

○管路の耐震化状況(国土交通省緊急点検結果(R5年度末時点))

	八戸圏域 水道企業団 耐震管率	七戸町 耐震管率	軽米町 耐震管率	久慈市 耐震管率	(参考) 全国平均値 耐震管率
導水管	76%	42%	13%	45%	23%
送水管	85%	0%	12%	29%	32%
重要施設に接続する 管路	63%	16%	対象管路無し	26%	27%

浮 令和8年4月20日に発生した三陸沖を震源とする地震 (最大震度5強、石巻市震度4) により、JR仙石線の上谷地踏切を横断して布設された石綿セメント管 (昭和37年布設φ150mm配水管) が破損・漏水

浮 これに伴い陥没した道路に車両1台が脱落、JR仙石線矢本駅～石巻駅区間が終日運転見合わせとなった

浮 事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路 (重要管路) の更新を進めることは重要

浮 石綿セメント管は平成20年4月8日付け健水発第0408002号「水道施設の耐震化の計画的実施について」にて、概ね10年以内 (平成30年まで) に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換が完了するよう努めるよう要請している

<事故概要>

- 水道事業体: 石巻市地方広域水道企業団
- 発生日時: 令和8年4月21日 (火) 4:40頃
(地震発生日時: 令和8年4月20日 (月) 16:53頃)
- 発生場所: 宮城県石巻市蛇田地内 (JR仙石線 上谷地踏切)

<対応状況>

日時	対応
4/20 (月) 16:53頃	・三陸沖を震源とする地震が発生。
4/21 (火) 4:40頃	・JR仙石線の上谷地踏切を横断して布設された石綿セメント管が破損・漏水。 ・これに伴い陥没した道路に車両1台が脱落、JR仙石線矢本駅～石巻駅区間運転見合わせ。
6:25頃	・復旧作業に着手。
16:53頃	・軌道下の既設管路内へのモルタル充填 (応急復旧) が完了。
20:40頃	・舗装仮復旧が完了。 ・交通規制を解放。
4/22 (水)	・JR仙石線が始発より運転再開。

【位置図】



【道路陥没状況】



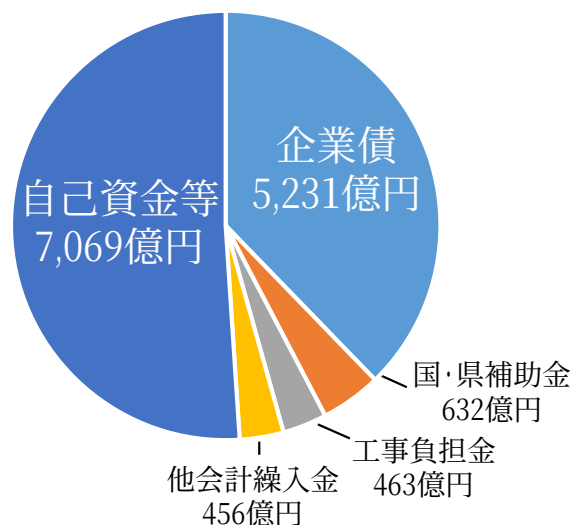
【応急復旧状況】



水道事業の料金回収等に関する状況

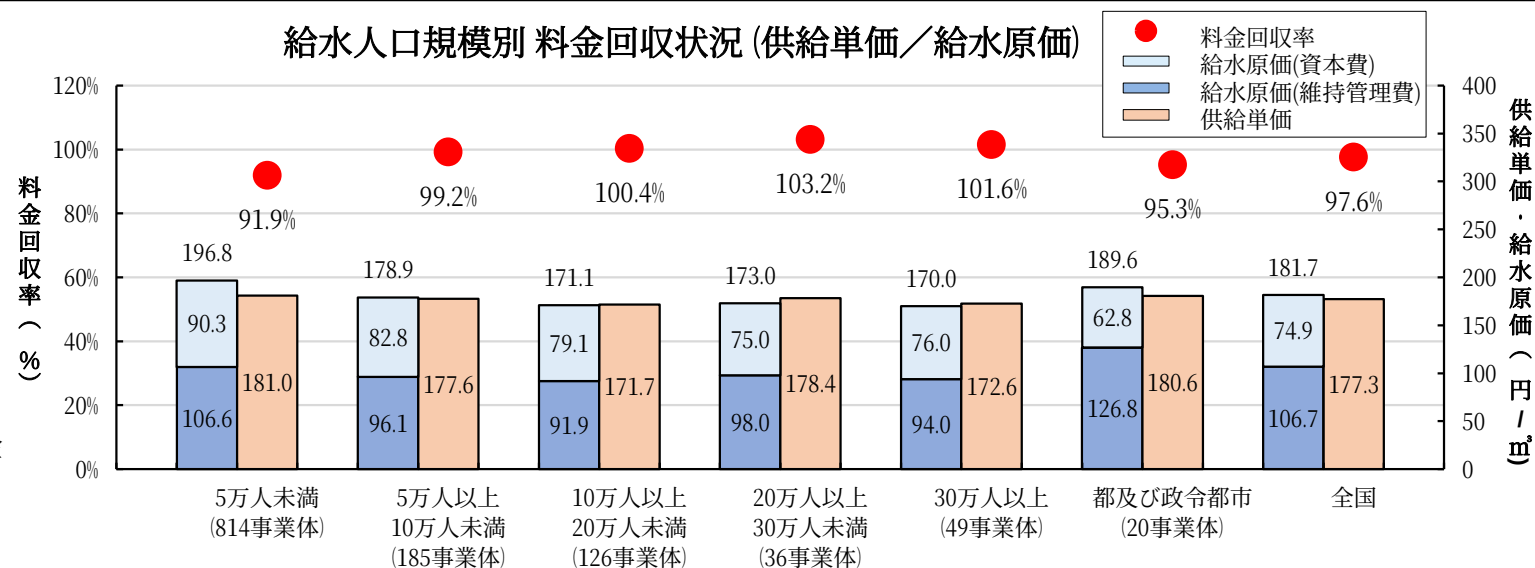
- 水道事業の建設投資の財源については、水道料金等を原資とする自己資金等が大きなウェイトを占める。
- 小規模な水道事業ほど、給水原価が供給単価を上回る傾向にある（＝原価割れしている）。
- 水道料金の平均は近年わずかに上昇傾向にあるが、原価割れの状況を改善するには至っていない。

水道事業建設投資額の財源 (13,849億円)



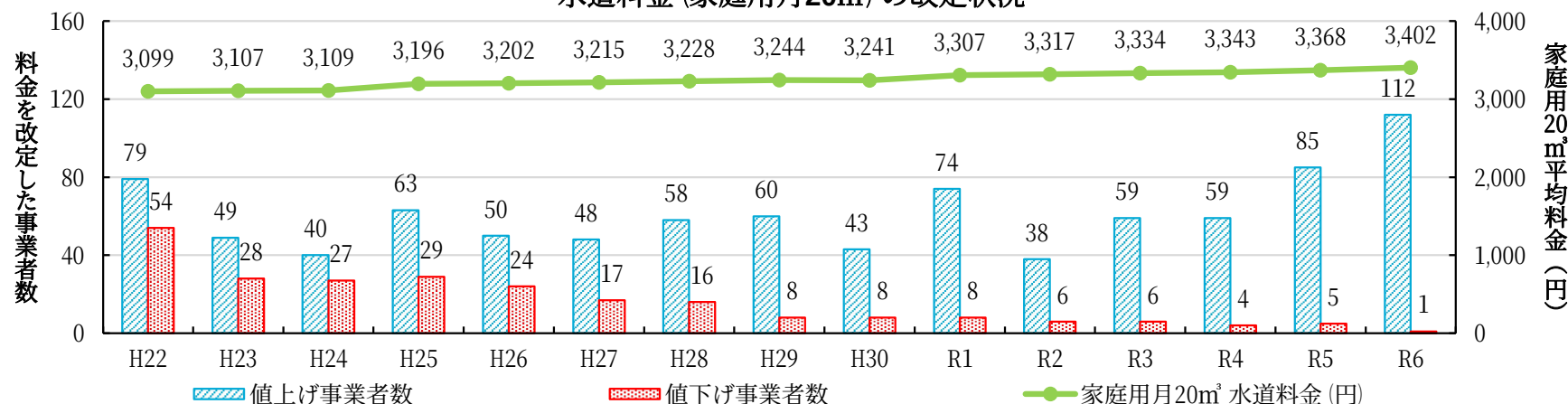
※水道事業（簡易水道事業を除く）を対象
出典：「令和6年度地方公営企業年鑑」（総務省）をもとに国土交通省が作成

給水人口規模別 料金回収状況 (供給単価／給水原価)



※水道事業（簡易水道事業を除く）を対象
※対象人口規模の区分ごとに事業体ごとの単純平均ではなく加重平均で算出
出典：「令和6年度地方公営企業年鑑」（総務省）をもとに国土交通省が作成

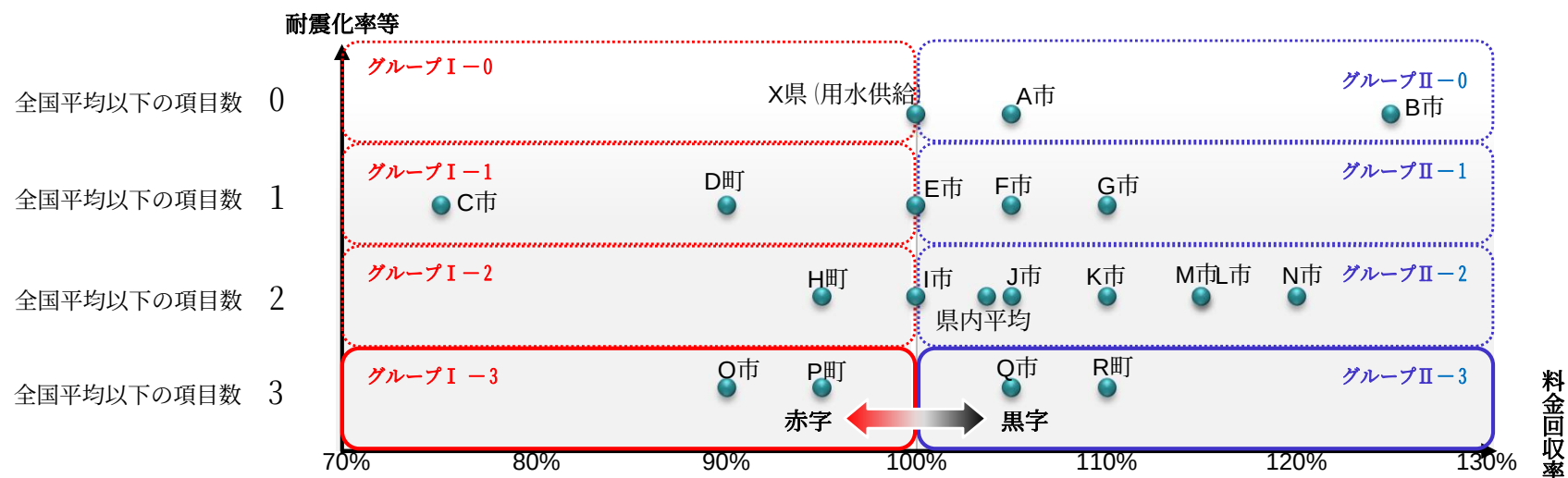
水道料金 (家庭用月20m³) の改定状況



※水道事業（簡易水道事業を除く）を対象
出典：「水道料金表」（公益社団法人日本水道協会）をもとに国土交通省が作成

○水道事業者等が経営改善と施設の耐震化の緊急性を認識し、早急に対策を検討、実施するきっかけとなるとともに、住民が地域の水道事業の現状を知り、経営改善と耐震化の必要性を認識するツールとなることを期待し、「水道カルテ」を作成（令和6年12月20日公表）。

■「水道カルテ」のイメージ



事業主体名	全国 平均	県内 平均	A市	L市	C市	N市	H町	E市	M市	P町	F市	B市	I市	R町	K市	G市	O市	Q市	D町	J市	X県(用水 供給)	
グループ			II-0	II-2	I-1	II-2	I-2	II-1	II-2	I-3	II-1	II-0	II-2	II-3	II-2	II-1	I-3	II-3	I-1	II-2	II-0	
料金回収率 (令和4年度)		104%	105%	115%	75%	120%	95%	100%	115%	95%	105%	125%	100%	110%	110%	110%	90%	105%	90%	105%	100%	
<参考> 1か月の水道料金																						
		3,332円	3,397円	3,451円	2,856円	3,219円	3,681円	4,210円	3,843円	3,754円	2,893円	3,124円	3,421円	2,945円	3,597円	4,067円	3,249円	3,145円	2,843円	3,457円	3,397円	—
耐震化 率等 (令和4 年度)	基幹管路 の耐震 適合率	42%	38%	60%	30%	50%	20%	20%	30%	45%	40%	30%	90%	40%	10%	35%	40%	40%	30%	30%	40%	50%
	浄水 施設	43%	52%	80%	50%	0%	95%	60%	100%	0%	40%	100%	100%	0%	0%	0%	100%	0%	20%	100%	50%	100%
	配水池	63%	61%	70%	25%	100%	45%	50%	85%	40%	30%	85%	100%	80%	40%	95%	50%	0%	5%	100%	50%	100%

※1か月水道料金：月20㎡使用料金（家庭用）

（出典）水道統計（公益社団法人日本水道協会）をもとに国土交通省が作成

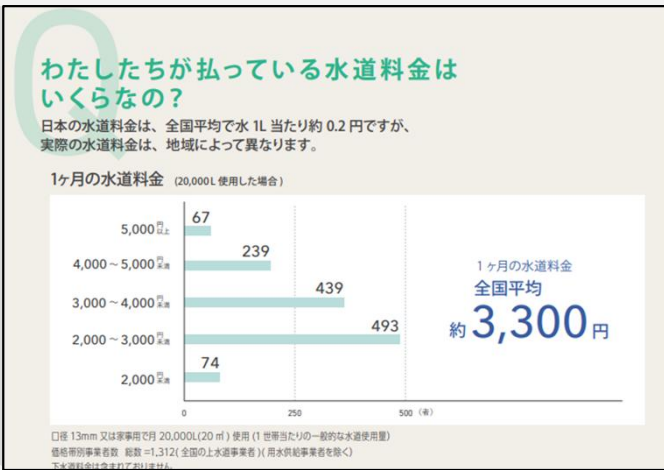
○いま、日本の水道は「人口減少」や「水道施設の老朽化」等の大きな課題に直面しています。このような中、生活に欠かすことのできない水道を未来へ繋いでいくためには、国民一人一人が水道についての理解を深め、わたしたちの子や孫にバトンを引き継いでいく必要があります。

○水道事業者におかれましては、一般の方に水道のことをもっと知っていただけるよう、本パンフレットを積極的にご利用いただくなど、適時適切な情報発信を積極的に行ってください。

日本の水道を考える（令和5年3月公表）



「いま知りたい水道」
日本の水道を考える



水のミライを考える（令和7年8月公表）



「いま知りたい水道」
水のミライを考える

【概要】
水道事業に対する理解醸成を目的に、学生と水道事業者の双方向コミュニケーションとなるセミナーを実施

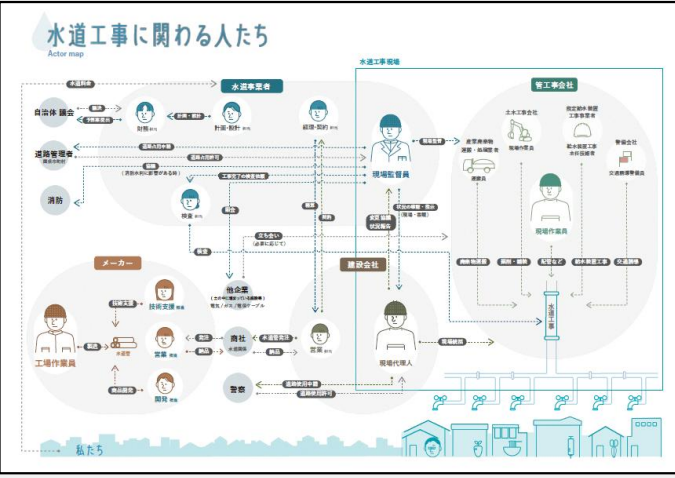


長野市×長野県立大学

水道工事に関わる人たち（令和6年3月公表）



「いま知りたい水道」
水道工事に関わる人たち



城里町×茨城キリスト教大学



↑いま知りたい水道

基本認識

事業運営

人口減少に伴う収入の減少、職員数の減少、維持管理業務の拡大
→ **広域連携**に伴う**事業規模拡大による業務執行体制の強化**を

施設配置

更新需要の増大、人口減少に伴うシステム効率の低下
→ **集約型・分散型のベストミックス**による**施設の最適配置**を

「強靱で持続可能な上下水道インフラを次世代に守り継ぐ」

という、将来に対する使命を果たす!!

(1) 複数自治体による一体的事業運営

執行体制の強化に向け「複数自治体による一体的事業運営」をはじめとする
広域連携を国主導で推進

- ① 国の基本方針策定や各主体の責務の明確化、都道府県による広域連携の推進
(都道府県による協議会の設置、広域連携推進のための計画策定)
- ② 様々な広域連携の取組を可能とする制度の充実
(都道府県による公共下水道の管理や復旧代行、大都市等による維持修繕・改築代行制度)
- ③ 一体的事業運営に向けた取組を支える財政支援 (個別補助事業)
- ④ 一体的事業運営に取り組みやすくする仕組み (資機材規格・仕様の統一、積算基準整備)
- ⑤ 一体的事業運営の規模等の考え方とメリットの共有
(都道府県単位やそれ以上の広がりも視野に入れ、少なくとも10万人程度の人口規模を確保)
- ⑥ 地元企業が長期的に安定して参画できる広域型の「水の官民連携」の推進
(地元企業が主体的に参画できる仕組みづくり)

(2) 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置

人口減少により既存の集約型システムが非効率となる地域は、
多様なシステム・技術を組み合わせ、分散化など「施設の最適配置」を推進

- ① 給水区域内の集約型と分散型のベストミックスの実現
(分散型を導入する場合の考え方、制度上の位置づけ、手続き等の整理)
 - ② 分散型システムのDX技術開発、効率的な維持管理手法の構築
(分散型システムの技術開発の推進、広域連携や他のインフラ分野との連携)
 - ③ 小規模水道の今後のあり方
(全ての国民が将来にわたり持続的に安心して水を使用できるよう、水道法適用外の水道を含む小規模水道のあり方をナショナルミニマム確保の観点から引き続き検討)
- 下水道
- ① 汚水処理システム全体の最適化 (集合・個別処理のベストミックス)
(下水道整備予定区域を厳選する考え方の提示、ベストミックスの再点検)
 - ② 下水道処理区域の縮小・廃止に係る手続きの明確化
(個別処理に転換する手続きの明確化)

取組の方向性

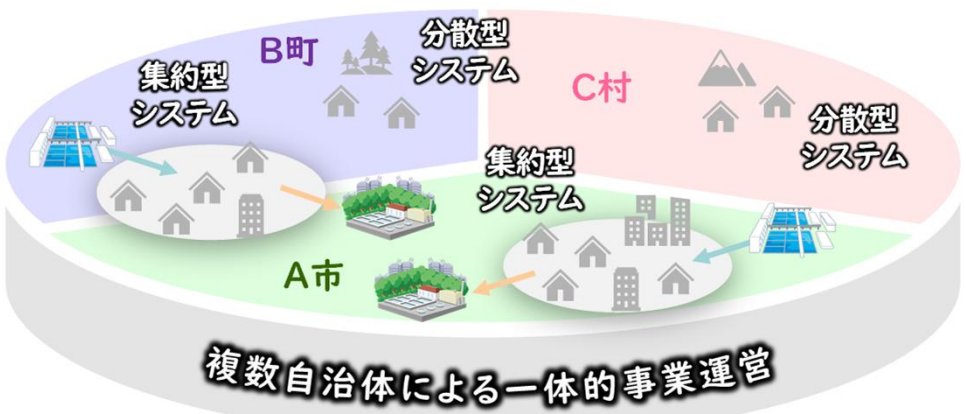
(3) 上下水道を将来に繋ぐための人材確保・育成

- ① 人材確保に向けたPR手法の確立と産学官連携体制の構築 (リアルな発信 モデル事業)
- ② 生産性向上による処遇・労働環境改善 (DX、積算基準整備)
- ③ 広域的な人材確保・育成のネットワーク構築 (他分野連携、専門人材プール機関の活用)

(4) 老朽化対策を着実に進める経営の実現

- ① 危機感を共有する経営課題の見える化 (維持管理情報の公表)
- ② 更新を見据えた適正な料金設定の考え方の明確化
(算定基準の明確化や収支見通しの公表)
- ③ 経営基盤強化の加速化 (国土強靱化、一体的事業運営、分散化等への財政支援)

持続可能なカタチ導く取組

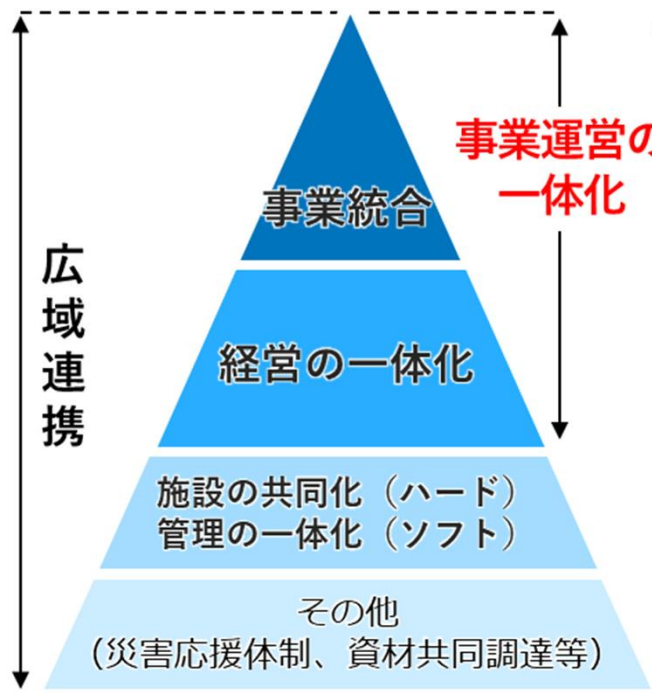


一体的事業運営と施設の最適配置 (イメージ)

広域連携の推進

- 広域連携には様々なレベルがあるが、経営基盤の強化の観点からは、経営主体が単一となり、経営資源（ヒト・モノ・カネ）を一元的に管理する「**複数自治体による事業運営の一体化**」（事業統合または経営の一体化）を特に推進する必要
- 事業運営の一体化により、執行体制の強化、運営規模の拡大、一元的なマネジメントが図られ、事業体・住民・産業界全体への多様な効果・メリットを期待

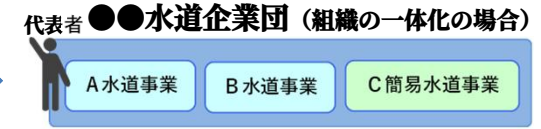
事業運営の一体化（事業統合または組織の一体化）



事業運営の一体化



一部事務組合の設置等



※事業統合の場合は、事業認可（水道）や事業計画（下水道）を一本化するため個々の事業は残らない（会計・料金も原則統一）

期待される効果・メリット

執行体制の強化

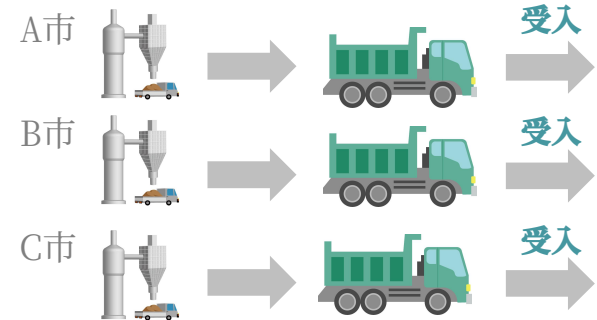
- ・ 技術職はじめ職員確保ができない自治体も、**専門能力（技術力、発注能力、マネジメント能力）を確保** 職員確保と最適配置により、増大する**維持管理・改築業務を実行する能力の向上**と、従前取り組めなかった**経営改善、業務見直し等の経営課題の抜本的検討も可能**に
- ・ 組織内で動員できる職員数の充実による**災害対応力の強化**
- ・ 中長期的な**人材確保**（広域的・計画的な採用）とそれに伴う**技術の継承**に寄与

規模の効果と一元的なマネジメント

- ・ 管理の一体化（経営事務や維持管理の共同実施）や施設の共同化（施設の共用、資機材の共同確保）による**事業費の抑制と料金上昇の抑制**
- ・ **集約型と分散型のベストミックス**による施設の最適配置の検討も促進
- ・ 発注規模の拡大や資機材等の規格の統一化により、**地元企業が創意工夫を活かし長期的に安定して参画できる官民連携**を促進

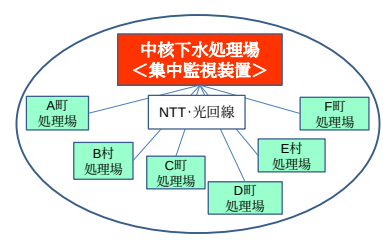
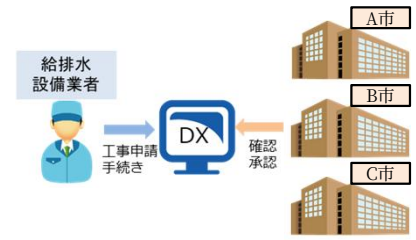
施設の共同化（ハード）

- ・ 汚泥の共同処理
- ・ 浄水場、処理場等の共同化



管理の一体化（ソフト）

- ・ 維持管理業務の共同発注や水質検査等の事務委託
- ・ 広域型の「水の官民連携」
- ・ 台帳、給排水工事申請、集中監視など各種システムの統一



広域連携の推進 (R1.10以降の実施例)

番号	統合年次	事業体名	計画給水人口	内容
1	R2.4	群馬東部水道企業団	454,000人	平成28年4月に群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が事業統合。その後、令和2年4月に用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が事業統合
2	R2.4	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が事業統合
3 4	R3.4 R7.4	大阪広域水道企業団	1,106,720人 ※10市8町1村の 計画給水人口の 合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中。工業用水道事業者・用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市5町（うち1町は令和6年4月から事業開始）、令和3年4月に2市2町、令和7年4月に5市と経営の一体化
5	R5.4	田川広域水道企業団	94,150人	平成31年4月に福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営の一体化。令和5年4月に事業統合
6	R5.4	広島県水道広域連合企業団	587,305人	広島県内の工業用水道事業者・用水供給事業者（広島県）と水道事業者（9市5町）が経営の一体化
7	R7.4	奈良県広域水道企業団	889,965人	奈良県内の用水供給事業者（奈良県）と水道事業者（26市町村）が事業統合
8	R7.4	宇和島市	69,217人	愛媛県南予地域の水道事業者（1市）と用水供給事業者（1企業団）が事業統合
9	R7.4	柳井地域広域水道企業団	77,604人	山口県柳井地域の用水供給事業者（1企業団）と水道事業者（1市2町1企業団）が経営の一体化
10	R8.4	庄内広域水道企業団	229,500人	山形県庄内地域の水道事業体（2市1町）が事業統合
11	R8.4	千葉県水道用水供給事業	480,100人 ※受水市町村の計 画給水人口合計	千葉県の九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業（2企業団）が事業統合
12	R8.4	安房郡市広域市町村圏 事務組合水道事業	107,700人	千葉県安房地域の水道事業（2市1町1企業団）が事業統合

2. 持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化

人口減少下においても必要な上下水道サービスを維持していくため、市町村域を超えた事業運営の一体化、システムの分散化によるコンパクトなインフラ整備、DX等の基盤強化を推進。

(1) 事業運営の一体化の推進

[個別補助事業の創設・交付金事業の拡充]

(水道・下水道)

(水道)

● 2以上の自治体による給水/汚水処理人口10万人以上※6の事業運営の一体化※7を支援※8※9

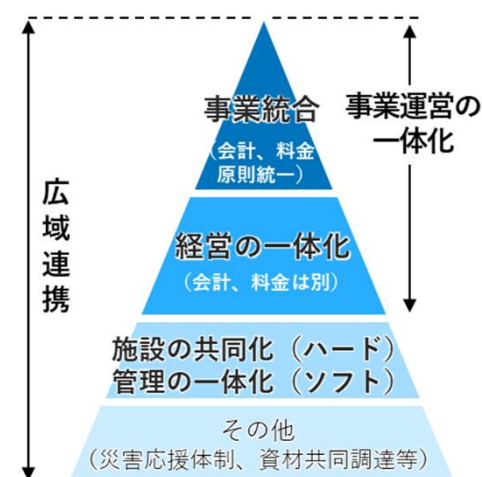
[水道：補助率1/3、下水道：補助率1/2等]

※6 水道の従来制度では、3以上の自治体で給水人口5万人以上等を補助要件としている

※7 事業統合又は経営の一体化を指す

※8 事業運営の一体化または一体化後の運営基盤強化のために必要な施設の整備等を支援（計画期間は最長10年間、令和22年度までの時限事業。なお、補助事業開始後5年以内に事業運営の一体化を実現することが要件。）

※9 水道事業では、水道基盤強化計画に基づく事業であることが要件（令和12年度以前に開始する場合は水道広域化推進プランでも可）



広域連携の概要



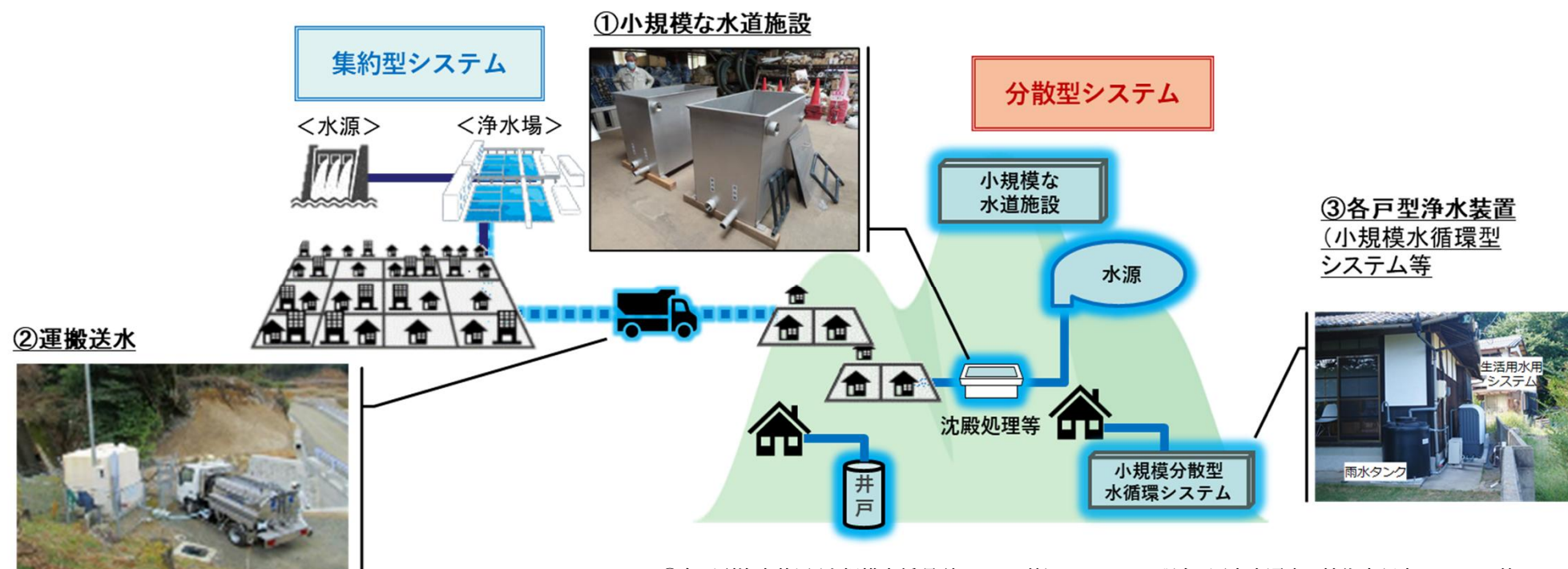
事業運営の一体化と施設の最適配置（イメージ）

ポイント 水道：資本単価要件を設けない
下水道：管渠の補助対象範囲を拡大※10

※10 通常は自治体規模が大きくなるほど管渠の補助対象範囲が狭くなること、事業運営の一体化を行う自治体には、事業運営の一体化対象自治体のうち最も規模の小さい自治体の補助対象範囲を適用

分散型システム導入の推進

- 今後の人口減少社会を見据え、小規模な水道施設など、分散型システムを導入し、集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置を実現することが重要。
- 「水道事業における分散型システムの導入手引き」検討委員会（座長：伊藤禎彦（京都大学大学院教授））で議論を進め、令和8年3月に手引きを策定・公表した。
- 令和8年度（2026年度）予算においては、分散型システムの導入に必要な計画策定や施設整備（水源整備、小型浄水処理装置、運搬送水のための給水車導入など）を支援する新規制度を拡充している（補助率1/3等）。



※ ③各戸型浄水装置（小規模水循環型システム等）については、現在、国土交通省で技術実証中であること等から、今回の委員会での検討の対象外とし、今後、技術実証の結果等に応じて、適宜、手引きに反映することとする。

AB-Cross (上下水道一体革新的技術実証事業) の概要「分散型システム」

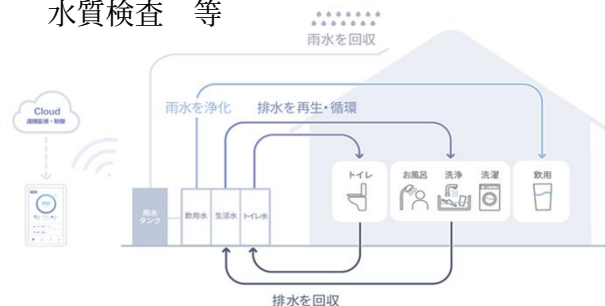
- 上下水道における課題の解決に向けた技術実証と導入促進を効率的かつ効果的に実施するため、「上下水道一体革新的技術実証事業 (AB-Cross)」を創設
- 国が主体となり、革新的技術の実証及びガイドライン化を行い、多くの地方公共団体での新技術導入を促進

<R6補正予算>

住宅向け小規模分散型水循環システムの地域展開実証事業 [事業実施者: WOTA(株)・珠洲市共同研究体]

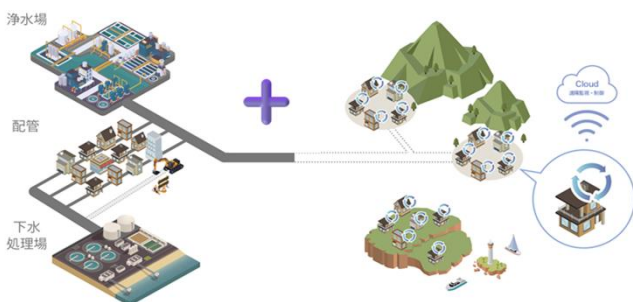
実証内容

- ①小規模分散型水循環システムの設置・管理
・住民説明、現地調査、システム設置、運転、水質検査 等



- ②ベストミックス計画手法の構築

- ・分散型システム導入の考え方の整理
- ・分散型システム導入のコスト計算手法の整理 等

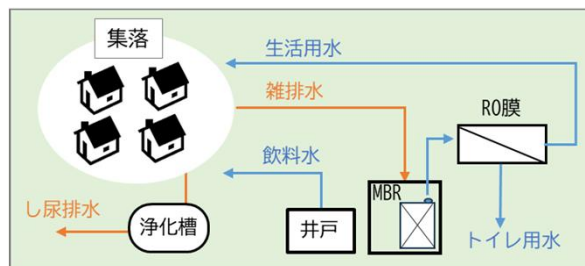


<R7予算>

中山間部における分散型水循環システムの 実証研究 [事業実施者: ゼオライト(株)・(一社)造水促進 センター・信州大学・日本水工設計(株)・長野県 喬木村共同研究体]

実証内容

- 飲料水供給、汚水処理、雑排水再利用
一体分散型システムの設置・管理
- ・限界集落や少子高齢化地域への普及に向けた
上下水道一体システムの信頼性、LCC、運用
性等の検証



※コンテナ式分散型ユニット

- ・水循環システムは
コンテナ収納とし、
災害時には給水を
優先する地域への
移設を容易とし、
地域のレジリエン
ス向上に寄与

<R7予算>

小規模水道におけるハイブリッド小型緩速ろ過 システムの実証事業 [事業実施者: (株)NJS・熊本県天草市・長野県 中川村共同研究体]

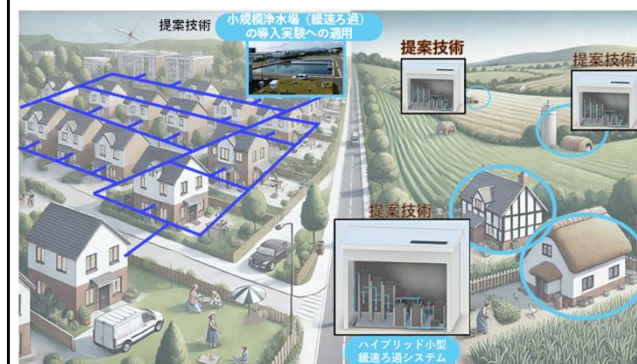
実証内容

- ハイブリッド小型緩速ろ過システムの
設置・管理

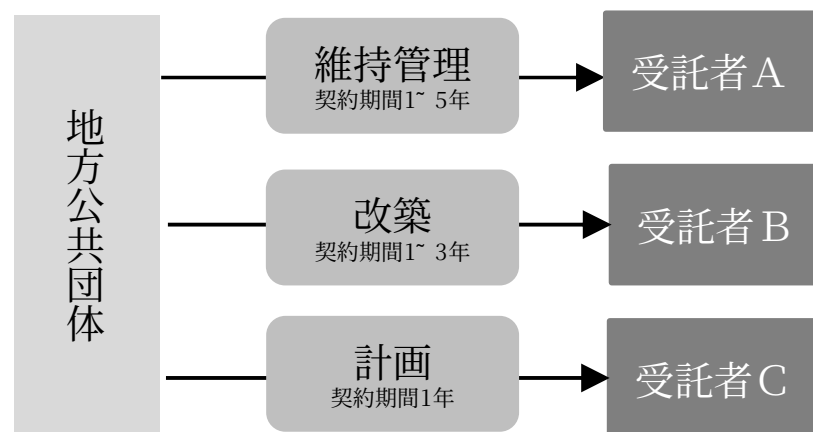


- ・原水水質の異なる複数の
エリアに設置、浄水処理
の確実性、維持管理性等
の検証
- ・小規模浄水場への緩速
ろ過システムを用いた
実証

※ハイブリッド小型緩速ろ過システム

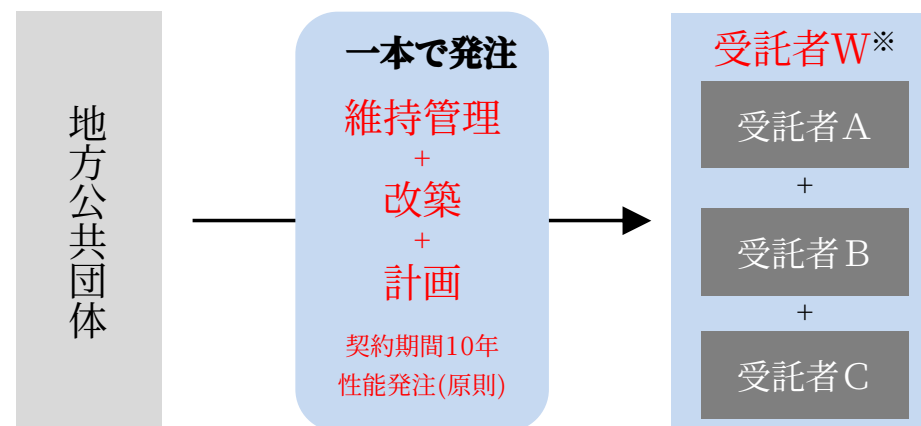


従来の業務形態
～ 個別発注



これからの業務形態

～ 「水の官民連携」（ウォーターPPP）～



※上下水道は24 時間365 日の対応が求められるため、即応体制の確保が重要。この観点から、地元企業の協力は重要であり、地域の実情に応じ、適切に対応。

○ 各業務を個別に発注。短期契約。

- ⇒（地方公共団体）
発注と管理に追われて、人手不足の中大変。
複数の工事の調整も高度で困難。
- ⇒（民間）
業務が小さい・短い人手がかかり投資がしづらい。
性能発注が原則でないため、創意工夫の余地が少ない。

○ 維持管理と改築を一体的に長期契約

- ▶ 地方公共団体・民間双方にとって、事務負担の軽減
- ▶ 管理の質が向上

○ 民間にとってスケールメリットが大きく、長期的な観点から設備投資や人材雇用を行うことが可能

○ 性能発注が原則

- ▶ 民間の創意工夫が発揮しやすい

○ 各取組間での連携がスムーズ

- ▶ 事業の効率化、地方公共団体の労力減

※施設の所有権は地方公共団体。料金は地方公共団体で定める。

- 持続可能な上下水道システムの構築には、データ・情報・知識等の資源をデジタル技術により活用し、現場の生産性を向上させるとともに業務や働き方を変革する上下水道DXの推進が必要。
- 業務の共通化、情報整備・管理の標準化、DX技術の普及促進、現状可視化を通じて、関係者一丸となり令和9年度までにDX技術を全国で標準実装させることを目標に取組を推進。

① DX技術カタログの充実

- 自治体における「点検調査」、「劣化予測」、「施設情報の管理・活用」等に活用できる189のデジタル技術をまとめた「上下水道DX技術カタログ」を充実(令和8年3月更新)。



上下水道DX技術カタログ

<掲載技術の例>

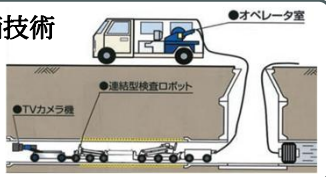
ドローンによる管路内の調査技術

- 人では進入困難な狭小空間でも安定飛行が可能
- 硫化水素が滞留するような現場でも安全な場所から点検調査が可能



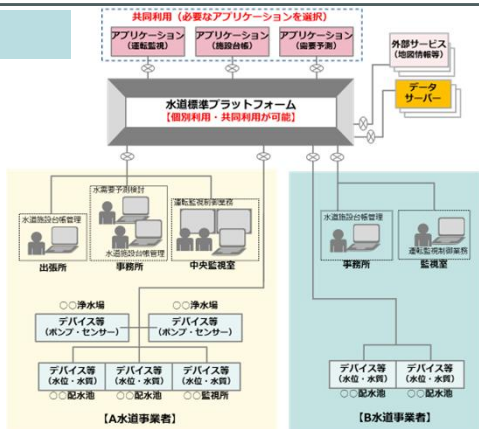
打音調査(衝撃弾性波法)による管路の健全度評価技術

- 管に軽い衝撃を与えることにより発生する振動を加速度センサ等により計測
- 管路の健全度や安全度を定量的に評価



③ 施設情報の電子化

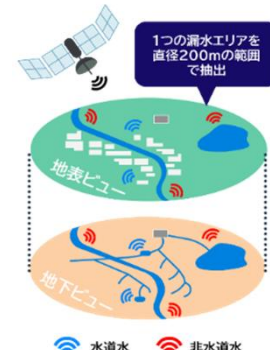
- 管路情報を台帳システム等で管理する上での統一的な用語等の整備を進めるとともに、水道の共通プラットフォームや下水道の台帳に関する標準仕様書等の改訂を実施。



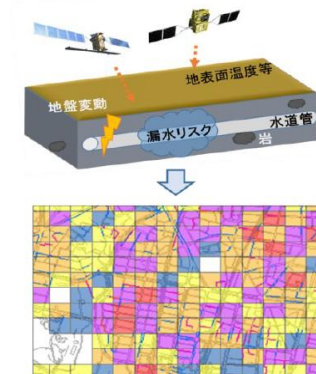
例: 水道情報活用システムの利用イメージ

② DX導入手引きの作成

- DXを用いた漏水調査等のスクリーニングについての手引きを作成(令和7年6月公表)。



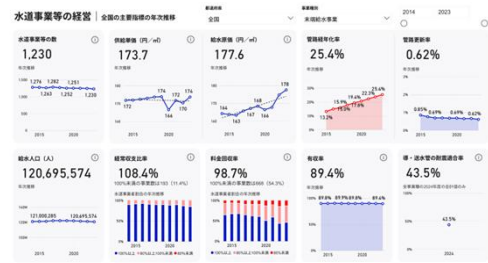
人工衛星を用いた漏水検知手法



人工衛星画像を用いた漏水リスク評価

④ 経営状況の可視化

- 水道の現状に対する住民理解を醸成し、水道事業者等※に対して広域連携やDX技術導入による効率化等の経営改善に向けた取組を促すため、経営状況を可視化する「水道事業等の経営状況に関するダッシュボード」を作成(令和7年6月公表)。



水道事業等の経営状況に関するダッシュボード

※水道事業者等: 水道事業者及び水道用水供給事業者



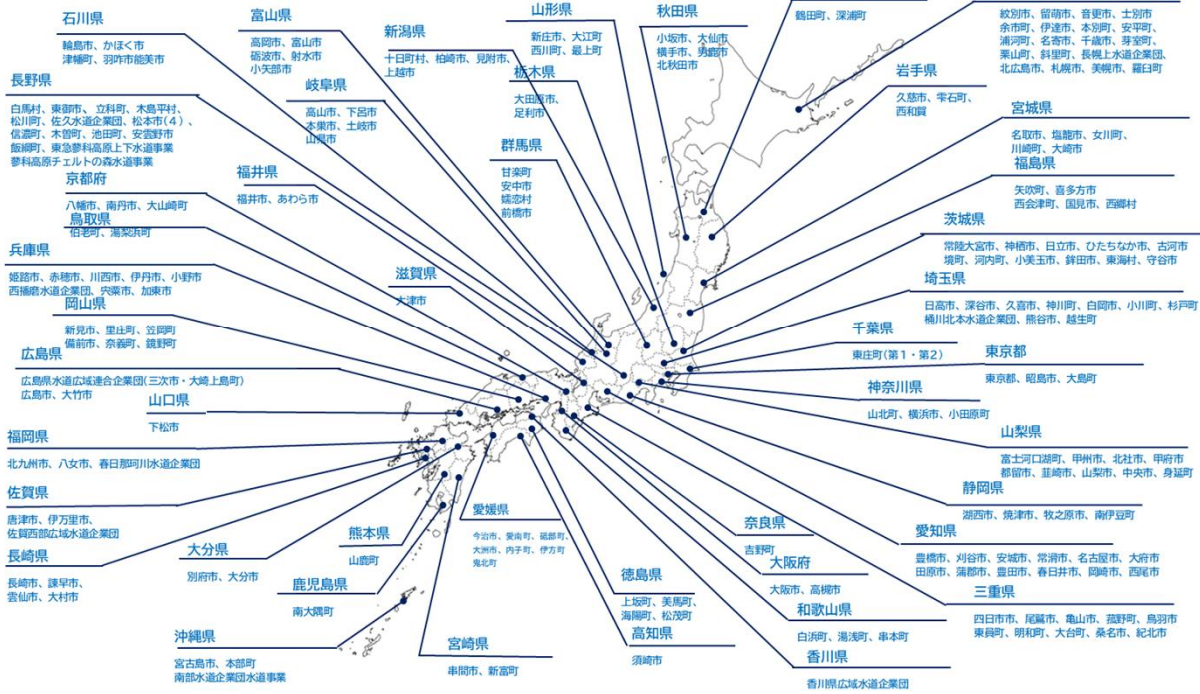
- ✓ 人口減少社会において労働力の確保が課題とされる中、水道分野のスマートメーターは、水道料金の検針業務の効率化等様々な効果が期待され、国として以下の施策や指標を設定し導入を推進。
- ✓ R6年度末において、これを導入した水道事業者は227者、導入数は約30.9万台（導入率0.6%）。
※ウォークバイ・ドライブバイ（12事業者、約12.4万台）による検針を含む
- ✓ R15時点では、約195万台の水道分野のスマートメーターが導入される予定

○水道分野のスマートメーターの普及促進に向けた指標

項目	現状（令和5年度末）	令和12年度末
水道事業※1における水道分野のスマートメーターの導入率※1	0.2%	7%※2

※1 水道事業とは、上水道事業とし、水道用水供給事業及び簡易水道事業は含まない。
※2 導入率＝水道分野のスマートメーターの導入台数／水道事業により給水を受けている全国の世帯数

○令和6年度末時点の導入自治体（227事業体）



水道分野のスマートメーターの導入予定台数

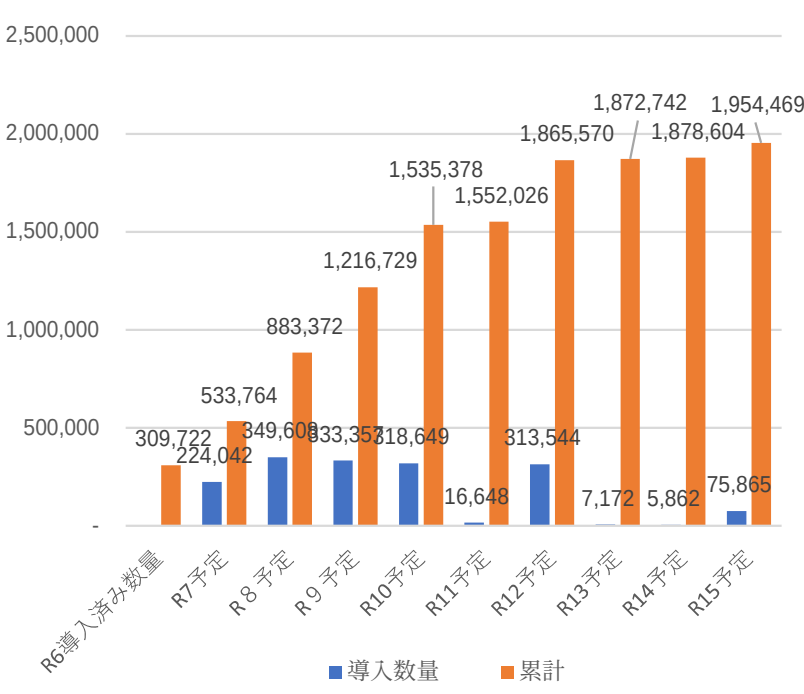


図.水道分野のスマートメーターを導入している水道事業者

人口減少社会において労働力の確保が課題とされる中、水道分野のスマートメーターは、水道料金の検針業務の効率化、漏水箇所の早期発見、施設規模の最適化、データの見える化等、水道事業の管理にとって様々な効果が期待され、国として以下の施策や指標を設定し導入を推進。

水道分野のスマートメーターの実態調査

水道事業者のスマートメーターの導入数や今後の導入予定数の調査を継続

○スマートメーターの導入予定数



年度	導入予定数
令和5年度	309,727
令和6年度	533,764
令和7年度	883,372
令和8年度	1,216,729
令和9年度	1,535,378
令和10年度	1,552,026
令和11年度	1,865,570
令和12年度	1,872,742
令和13年度	1,878,604
令和14年度	1,954,469

水道分野のスマートメーターのデータ利活用に関するガイドライン※1

スマートメーターの標準的な規格や、個人情報等を踏まえた利活用事例を整理

○標準的な規格例（送信データ内訳）

項目	規格	データ内訳
通信データ内訳	年（西暦下2桁）	2桁 数字（00～99）
	月	2桁 数字（01～12）
	日	2桁 数字（01～31）
	時	2桁 数字（00～23）
水道メーター情報	分	2桁 数字（00～59）
	アラーム情報	1桁 数字（0～9）
	メーター番号	14桁 英数字（A～G）
	小数点情報	1桁 数字（4～6）
活用事例	アラーム情報	5桁 数字（A～O）
	1時間毎の指針値	8桁×24回 数字、？ 前日の1時から24時の値に並べる

○活用事例

情報を取り扱う主体	情報の流れ	個人情報の利用目的
A市水道局	スマートメーターの設置・運用・保守・修理	スマートメーターで検知した漏水情報について、水道の早期復旧に活用するため、応援水道事業者へ通知する
応援水道事業者（B市水道局）	漏水の修理	漏水箇所の修理

水道分野のスマートメーターの導入事例集※1

スマートメーターのデータ利活用の実施状況やデータ仕様の事例を整理



水道メーターの検定有効期間

メーターの検定有効期間について、関係機関と連携

※ 計量行政審議会 基本部会 検定有効期間等検討小委員会では、機械駆動部のない（電磁式・超音波式）水道メーターの検定有効期間は、**10年に延長することが適当であると結論**

※ 計量行政審議会 基本部会で審議結果について報告がなされた

○水道分野のスマートメーター普及促進に向けたロードマップ

	令和7年	令和8～12年
普及状況の調査 導入予定の調査	調査・整理	実態調査を継続実施、全国主管課長会議で結果を周知
ガイドライン	とりまとめ・公表	全国主管課長会議で周知、今後のニーズを踏まえ適時更新
事例集	とりまとめ・公表	全国主管課長会議で周知、2年程度を目途に実態調査を行い、更新（予定）
検定有効期間	関係機関との連携	関係機関との連携

○水道分野のスマートメーターの普及促進に向けた指標

項目	現状（令和5年度末）	令和12年度末
水道事業※2における水道分野のスマートメーターの導入率※3	0.2%	7%

※2 水道事業とは、上水道事業とし、水道用水供給事業及び簡易水道事業は含まない。
※3 導入率＝水道分野のスマートメーターの導入台数／水道事業により給水を受けている全国の世帯数

給水装置工事の標準的な申請様式について

- 給水装置工事の申請については、一般に地方公共団体の条例等で定められており、給水装置工事の申請様式及び申請方法については、地域の状況に応じた対応
- 国土交通省では、今後の広域化を見据えた業務の標準化や、電子申請等による効率化等の観点から、給水装置工事の標準的な申請様式を検討
- 水道事業者におかれては、広域化等の様々な時期を捉えた本様式の採択や、既存の申請様式を残しつつも本様式による申請も受け付ける等、本様式の活用について検討いただきたい。

○給水装置工事申請書の標準的な様式

様式		給水装置工事申請書	
(宛先) ○○市水道事業者			
水道事業者記入欄		受付年月日 令和○年○月○日	
受付番号 令和○年度 第○○○号			
指定給水装置工事事業者記入欄			
工事場所 ○○市○○区○○町○○丁目○○番○号			
申込者 (給水装置の所有者) 住 所 〒○○○-○○○ ○○市○○区○○町○○丁目○○番○号 フリガナ ○○○ ○○○ 氏 名 ○○ ○○ 電 話 ○○-○○-○○○			
私は、○○○○条例その他○○水道事業者が定める規程に同意し、工事を申し込みます。 また、本申請に関する利害関係人その他の者から異議があった場合、申込者の責任において処理します。 この工事の履行について、次の指定給水装置工事業者に、下記事項を委任します。			
1 給水装置工事の申し込み及び履行に関すること 2 本件に必要な費用の納付、追徴及び還付金に関すること 3 本件で必要な関係書類の提出・受理に関すること			
指定給水装置工事事業者	指 定 番 号	第○○○○○号	
	住 所	〒○○○-○○○ ○○市○○区○○町○○丁目○○番○号	
	事業名	(株)○○水道設備	
	代表者	代表取締役 ○○ ○○ 電 話 ○○○-○○○-○○○	
	給水装置工事主任技術者	免状交付番号 第○○○○○号 氏 名 ○○ ○○	
工事種別	☒ 新設 ☒ 改造 ☐ 撤去		
給水方式	☒ 直接配圧 ☐ 直接増圧 ☐ 受水槽		
建築物用途	☐ 自己住居 ☐ 賃貸住宅 ☐ 貸家 ☒ 共同住宅 (6 戸) ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 工場 ☐ その他 ()		
同意承諾関係	分枝承諾書 ☒ 有 ☐ 無 土地使用承諾書 ☒ 有 ☐ 無 その他承諾書 ☐ 有 ☒ 無 誓 約 書 ☐ 有 ☒ 無		
工事完了予定日	令和○年○月○日		
メー ター	取付けメーター 改造20-1、新設20-5 取外しメーター 改造13-1		
備考欄 分枝承諾書・土地使用承諾書取得済 (別紙)			
水道事業者記入欄			
審査承認日 令和○年○月○日		検 査 日 令和○年○月○日	
水 極 番 号 ○○-○○○○○号			
備考欄			

○標準的な様式の採択で想定される効果

1. 広域連携における申請様式の標準化

・広域連携において大きな時間を要していた給水装置工事の申請様式についての検討が円滑化

2. 電子申請システムの汎用性の向上

・各水道事業者毎に個別の設定が必要であった電子申請システムが、本様式の項目に合致させることで、システムの汎用性が向上

3. 申請者の負担軽減

・水道事業者において複数パターンあった申請書が、同じ様式となれば、記載事項が明確化され判断や調整の時間が削減

※今後、標準的な様式の採択状況について全国調査を実施、公表 (予定)

※標準的な給水装置工事の申請様式により電子申請を行うための、システムの新設又は改造について、今後、上下水道DX推進事業により財政支援することを検討

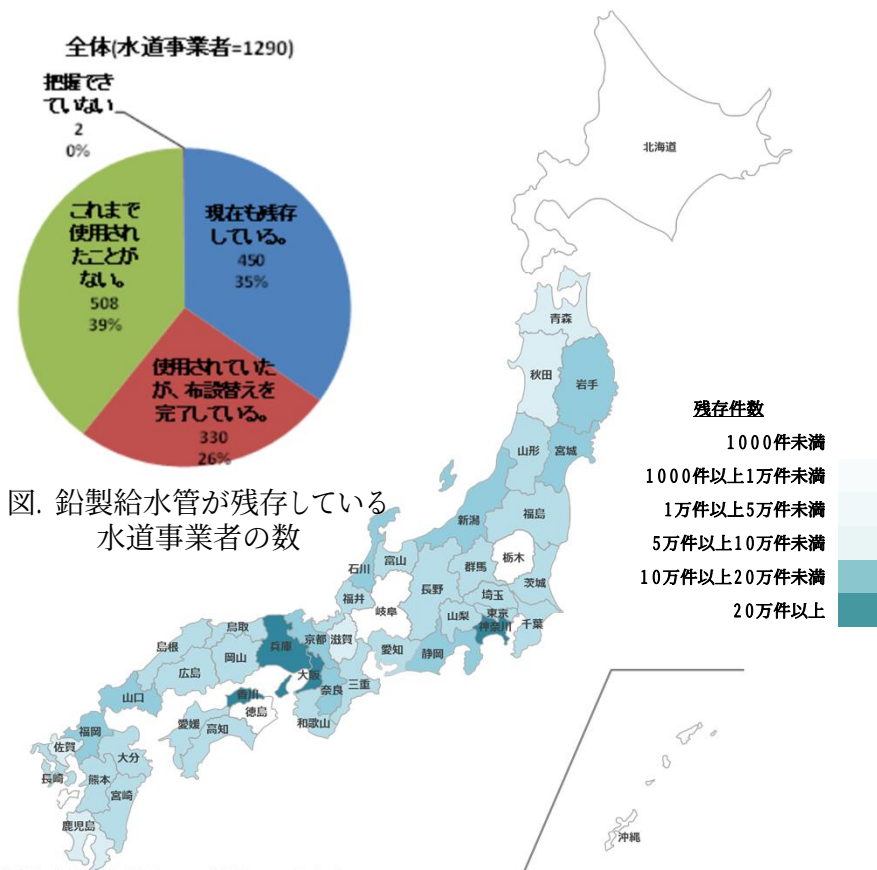
鉛製給水管の解消について

- 鉛製給水管は、1980年代後半まで全国的に使用されてきましたが、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきました。
- 鉛製給水管の残存量は、延長で約3,300km、件数では約192万件（令和5年度水道統計）
- 全国の水道事業者におかれては、古い鉛製給水管は漏水の可能性が高いことや、水が長時間滞留した場合に水道水の鉛濃度が水質基準を超過する恐れがあることを踏まえ、鉛製給水管の解消に向けた取組をお願いします。

水道事業者へ対応いただきたい事項

- 鉛製給水管の使用者（所有者）を特定
（1980年代後半まで鉛製給水管が全国的に使用されており、家屋等の建築時期から残存件数を推測することも可能）
- 早期布設替の必要性や注意事項を、ピラ等により住民へ個別に周知
（鉛製給水管を使用している場合、滞留した水道水が水質基準を超過する可能性）
- 布設替計画の策定及び布設替の促進
（特に、配水管分岐部から水道メーターまでは、水道事業者が積極的に布設替えを進めるようお願いする。）
- 布設替えが完了するまでの間、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握等により水質基準を確保
（pH値を上げることで、鉛濃度を低減できる可能性、疑わしい家で朝一番の水の鉛濃度を測定等）

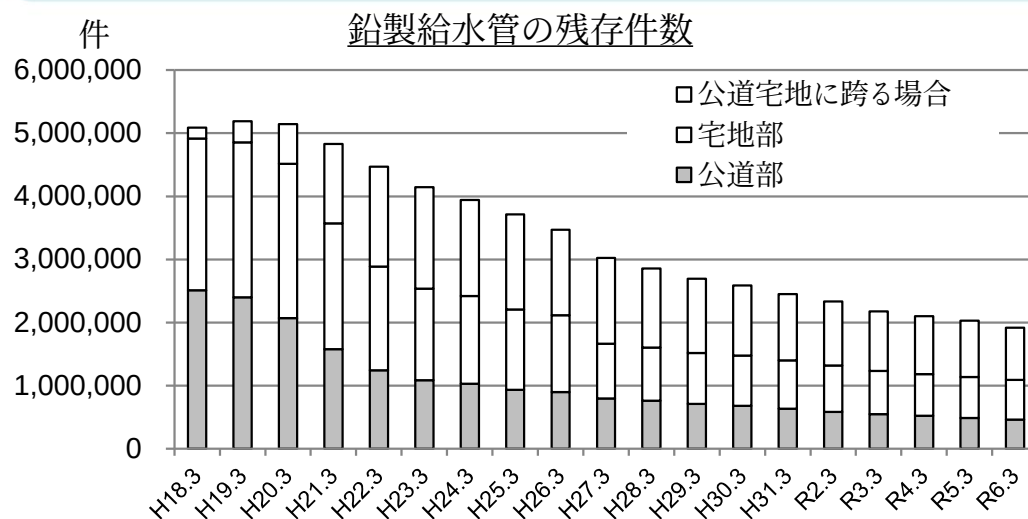
都道府県別の鉛製給水管の残存件数（令和5年度末）



鉛製給水管 関係通知

検索

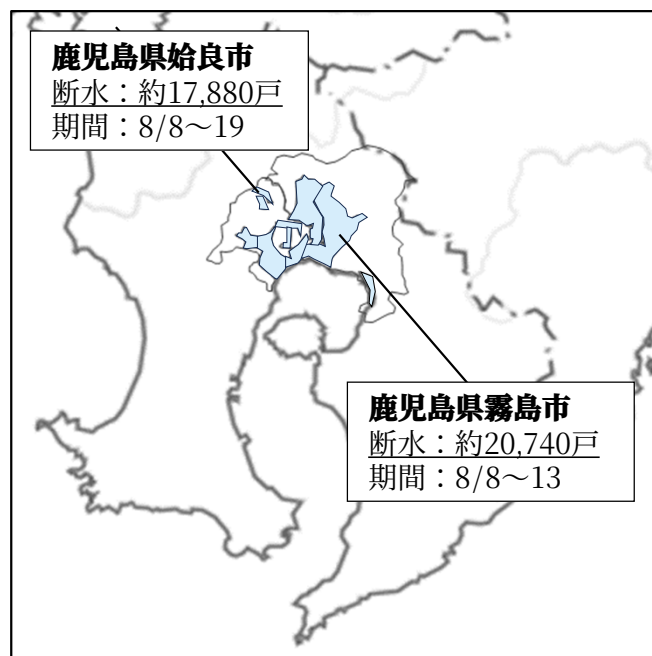
※出典：令和5年度水道統計



令和7年8月6日から大雨における水道施設の被害

- 5県（秋田県、新潟県、福岡県、熊本県、鹿児島県）の13自治体において、水道施設が被災したことにより断水が発生（断水戸数合計：約42,300戸、期間：8月8日～8月19日）。現在は断水解消済み。
- 主な被害は、水管橋破損、土砂崩れ等による管路破損、停電によるポンプ停止、浄水場等への土砂流入。
- 被災した導水管や送水管の復旧においては、地上配管工事により、断水解消までの期間を短縮。
- 断水解消までは、応援自治体、自衛隊、地整等の給水車により、応急給水を実施。

鹿児島県内の断水発生状況



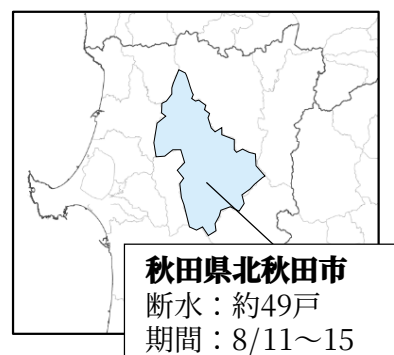
<霧島市>

導水管（水管橋）破損

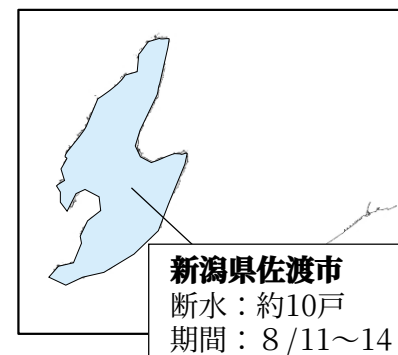
地上配管工事による応急復旧



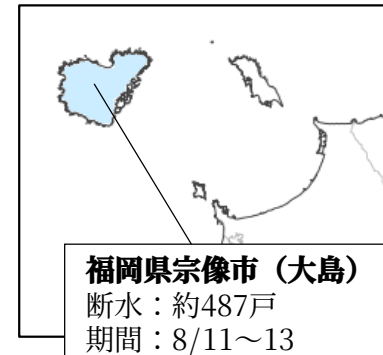
秋田県内の断水発生状況



新潟県内の断水発生状況



福岡県内の断水発生状況



熊本県内の断水発生状況

<始良市>

送水管（水管橋）破損



熊本県熊本市
断水：約30戸
期間：8/10～11

熊本県上天草市
断水：約9戸
期間：8/12

熊本県天草市
断水：約1000戸
期間：8/12～14

熊本県御船町
断水：約164戸
期間8/11～15

熊本県山都町
断水：約16戸
期間：8/13

熊本県八代市
断水：約282戸
期間：8/11～12

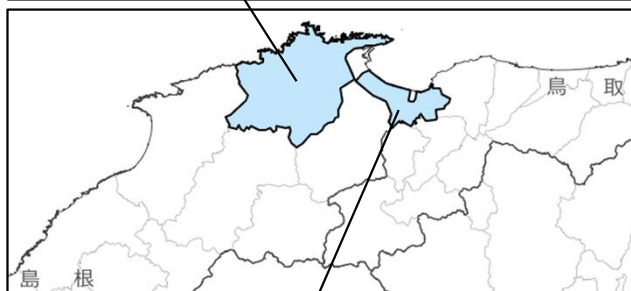
熊本県甲佐町
断水：約1,000戸
期間：8/11～12

熊本県美里町
断水：約676戸
期間：8/12～14

令和8年1、2月の寒波による水道の被害

- 5県（静岡県等）の10自治体において、給水管凍結漏水による配水池の水位低下等により、最大約9,700戸の断水が発生した。
現在は断水解消済み（断水期間：1月22日～27日、2月8日～15日）。
- 各自治体において、配水池の水位回復のため、給水管漏水がある宅地内の止水栓の閉止作業、夜間断水等を実施。
- 国土交通省としては、日本水道協会と連携して、被災市町への他自治体の給水車の派遣、復旧に係る技術的助言を実施。

しまねけんまつえし
島根県松江市（断水期間：2/8～9）
最大断水戸数 33戸
大雪に伴う停電により水道施設停止

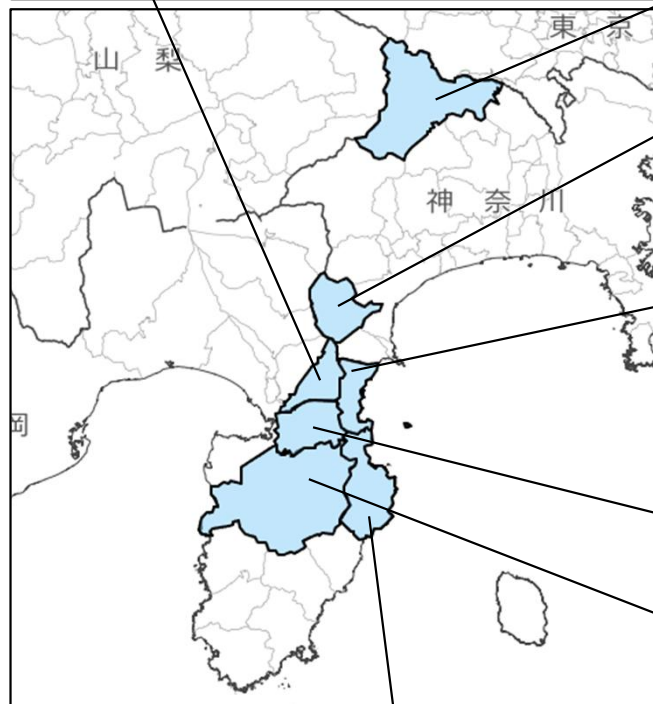


とっとりけんよなごし
鳥取県米子市（断水期間：2/9～11）
最大断水戸数 3戸
大雪に伴う停電により水道施設停止



えひめけんせいよし
愛媛県西予市（断水期間：1/22～27）
最大断水戸数 28戸
導水管凍結

しずおかけんかんなんみちよう
静岡県函南町（断水期間：2/10～12）
最大断水戸数 200戸
給水管漏水により1配水池が水位低下



しずおかけん いとうし
静岡県伊東市（断水期間：2/10～2/15）
最大断水戸数 6,640戸
給水管漏水による11配水池の水位低下

かながわけんさがみはらし
神奈川県相模原市（断水期間：2/11～12）
最大断水戸数 100戸
給水管漏水による1配水池の水位低下

かながわけん はこねまち
神奈川県箱根町（断水期間：2/10）
（夜間計画断水：2/10～14）
最大断水戸数 1,735戸
給水管漏水による2配水池の水位低下

しずおかけん あたまし
静岡県熱海市（断水期間：2/8～9、2/11～13）
最大断水戸数 497戸
給水管漏水による1配水池の水位低下、
ポンプの故障

しずおかけん い ず のくに
静岡県伊豆の国市（断水期間：2/10～14）
最大断水戸数 281戸
給水管漏水による2配水池の水位低下

しずおかけん い ず し
静岡県伊豆市（断水期間：2/10～12）
最大断水戸数 567戸
給水管漏水による1配水池の水位低下

<凡例>
断水解消済



迅速な応急対応のために

（基本的な心構え）

- **住民が断水で困らない状況を一刻も早く実現**することを目指すこと。
- 被災自治体のみで対応が困難な場合は、**躊躇せず外部に応援・協力を要請**すること。（このため、平常時から、応援・協力を要請する関係機関・団体等とは、可能な範囲で**協定等を締結**するとともに、**受援体制を整理**しておくこと。）また、効率的な**応急活動のため、必要に応じて、応急活動の指揮を早期に幹事応援事業者に委任**すること。

（応急給水）

- 断水に対して、**応急給水体制を迅速に整えること**。その際、**防災・医療福祉等関係部局と連携**し、飲料水だけではなく、**病院・福祉施設や生活用水のニーズ**を考慮すること。
- 断水の程度に応じて、**十分な給水車の応援を躊躇せず迅速に要請**すること（状況に応じた適切な規模の要請）。
※ 応援要請先：日本水道協会県支部長、地方整備局等、都道府県経由で自衛隊 等

（応急復旧）

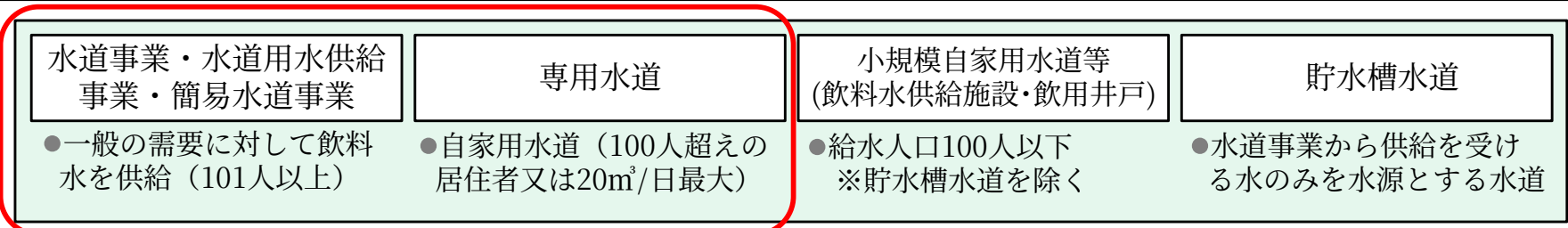
- 一刻も早い断水解消のため、**地上配管等の積極的な活用を検討するなど迅速な応急復旧**を行うこと。
※ 応急工事は、**災害査定前でも現場着手可能**（工事内容が妥当であれば最終的に災害復旧に含めて採択。判断に迷う場合は、都道府県経由で（指定都市は直接）国交省防災課と事前打合せすること）。
- **工事業者や資機材を迅速に確保**すること。**確保が滞る際は、速やかに協定等を締結している関係機関・団体等に協力を要請**すること。
※ 協力要請先の例：
 - ・応急復旧作業：管工事業協同組合、建設業協会等
 - ・建設重機械の供給：建設重機協同組合、リース会社等
 - ・資材調達：管材メーカー等（日本水道工業団体連合会、日本ダクタイル鉄管協会、日本水道鋼管協会、建設資材会社等）
 - ・資機材等の輸送：トラック協会、旅客船協会等
 - ・日本水道協会：各自治体所有の資機材の提供調整、関係民間団体等への協力要請等
 - ・国交省：関係機関・団体等への協力要請等
- 住民にとって「断水がいつまで続くのかわからないこと」が、大きな不安要因であることを踏まえ、**断水解消の見通し（一定の条件を付すことも可）や復旧作業の進捗状況について、適時・的確な情報発信**に努めること。

浮昨年度、水道水において暫定目標値である50ng/Lを超過する事例が複数確認されたことから、「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」（水道におけるPFOS/PFOA対応事例集）を策定。

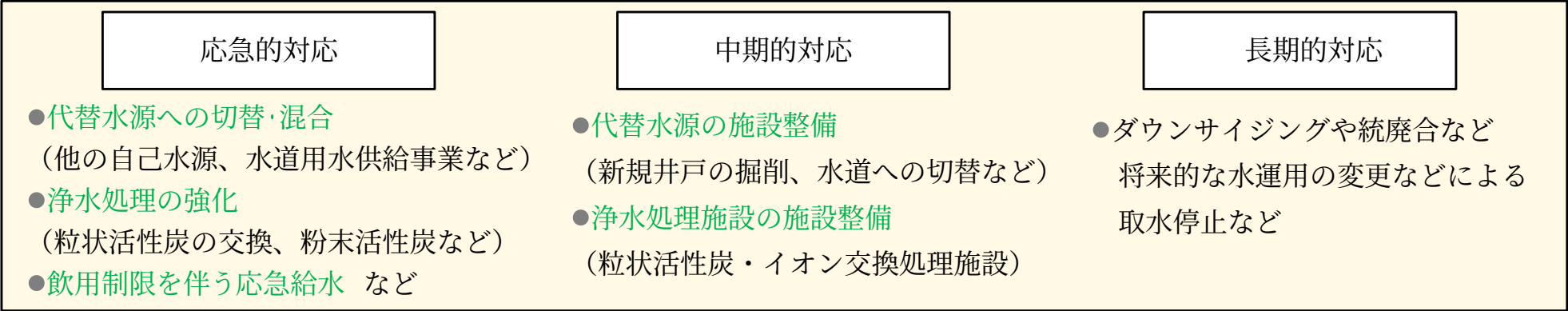
浮令和8年4月1日より、PFOS及びPFOAが水質基準項目に追加され、水質検査及び基準値の遵守が義務付けられることを踏まえ、上述の水道におけるPFOS/PFOA対応事例集を基に、水道事業者等によるPFOS及びPFOA対応マニュアルを策定。（令和8年3月27日公表）

浮水道事業、水道用水供給事業、専用水道など、全ての水道ごとに対応方法を記載。

浮フロー図や参考資料を多く盛り込み、全ての水道において、基本的な対応方法を分かりやすく記載。



水道法に基づく水質検査及び基準値の遵守の義務



経済安全保障経済安全保障推進法 (基幹インフラ制度) の概要

- 基幹インフラの重要設備は役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがある。
- そのため、国が一定の基準のもと、基幹インフラ事業（特定社会基盤事業）・事業者（特定社会基盤事業者）を指定し、指定された事業者が、国により指定された重要設備（特定重要設備）の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度を構築。
- 国は、届け出られた計画書に係る特定重要設備が妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、当該計画書を届け出た者に対し、妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で重要設備の導入等を行うこと等を勧告（命令）できる。
- 令和6年5月17日に制度の運用開始。

制度のスキーム



(1) 対象事業…現在法律で次の15分野を外縁として規定。それぞれの分野について、必要な範囲に細分化し政令で絞り込む。

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	8.港湾運送	9.航空	10.空港
11.電気通信	12.放送	13.郵便	14.金融	15.クレジットカード

(2) 対象事業者（特定社会基盤事業者）…絞り込んだ事業ごとに、事業所管大臣が、省令で基準を作成し、該当する者を指定・告示。

※水道分野の対象事業者は①給水人口100万人超の水道事業及び②一日最大給水量50万m³/日超の水道用水供給事業としている。

水道分野の特定重要設備は「浄水施設の中央監視制御システム」としている。

水道分野におけるサイバーセキュリティ対策

- 「水道施設の技術的基準を定める省令」では、「水道施設の運転管理をする電子計算機に関して、**サイバーセキュリティを確保するための必要な措置**が講じられていること」が具備すべき要件として規定されている（令和2年4月1日施行）
- 具体的には、**制御系システム**（浄水場の監視制御、ポンプ場の運転、水運用等）**に使用されている電子計算機***について、以下の囲みの4点が留意事項として求められている（*コンピューター全般を指し、情報システムを構築するサーバ、端末、周辺機器等の装置全般）
- サイバー攻撃等の脅威の高度化・巧妙化、政府の行動計画・指針、水道事業者等の対応状況等を踏まえ、留意事項を一部改正（令和7年2月28日一部改正）

- ① 電子計算機へアクセスする者について**主体認証を行うことができる機能を有すること**
- ② 不正プログラム対策として、**アンチウイルスソフトウェアが導入され、常に最新の状態が保たれているとともに、自動検査機能が有効**となっていること（**外部ネットワークから物理的に分離し、かつ、USBメモリ等の外部記憶媒体からの感染防止対策が行われている場合**）その他不正プログラムの侵入を防ぐ措置が講じられている場合はこの限りではない
- ③ **セキュリティ更新プログラムの提供等のサポートが終了したオペレーティングシステム（OS）が使用されていないこと**（**外部ネットワークから物理的に分離し、かつ、USBメモリ等の外部記憶媒体からの感染防止対策が行われている場合**）その他不正プログラムの侵入を防ぐ措置が講じられている場合はこの限りではない
- ④ 電子計算機は、障壁、施錠等により**他の区域から隔離され、人の入退出を管理することができる場所に設置**すること。可搬性のある電子計算機（モバイルパソコン、携帯端末等）についてはこの限りではないが、施錠できる保管庫で保管すること、常に携帯すること等、盗難等のおそれがないよう適切に管理すること

代替措置
の追加
(R7.2.28)

厳格化
（「かつ」）
(R7.2.28)

【参考】下水道法等の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。
 - 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。
- ⇒ 強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。



埼玉県八潮市の事故現場（令和7年1月31日）

法案の概要

1. 安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

① 確実な老朽化状況の把握 【下水道法】

- 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する診断の基準を法制化
- 下水道管理者は診断結果等の維持管理の状況を公表 ※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し

② 下水道の戦略的な再構築 【下水道法】

- 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性（複線化等）を考慮すべきことを原則化
- 下水道管理者は施設の計画的な改築を実施、収支見通しを公表

③ 道路管理者との連携強化 【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ

▼路面下空洞調査の実施例



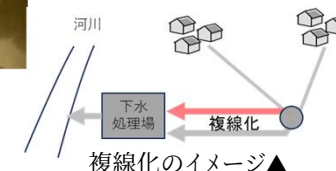
（空洞探査車による調査）



（貫入試験による調査）



◀ ドローンを活用した点検・診断のイメージ



2. 道路地下空間の安全性確保

① 道路占有者と道路管理者の連携強化 【道路法】

- 道路占有者と道路管理者との間で「占有物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占有物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設 ※道路占有者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（下水道管理者等）

② 占有許可制度の見直し 【道路法】

- 占有許可申請書の記載事項に占有物件の維持管理に関する事項を追加
- 道路の地下に埋設する占有物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

3. 下水道マネジメントを支える基盤の強化

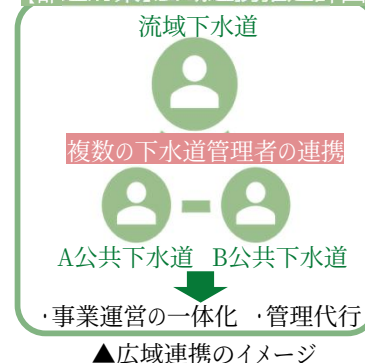
① 下水道の基盤強化・広域連携の推進 【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- （本来は市町村が管理する）公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化

② 下水道区域の見直し 【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備

【都道府県】広域連携推進計画



【施行期日】 公布の日から6月以内施行